

発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する 教育支援体制整備ガイドライン

～発達障害等の可能性の段階から、教育的ニーズに気づき、支え、つなぐために～

平成29年3月 文部科学省

はじめに（本ガイドラインの位置付けについて）

文部科学省では、平成16年1月に「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を作成し、小・中学校における発達障害のある児童生徒に対する教育支援体制の整備を推進してまいりました。

その後、平成17年4月1日からの発達障害者支援法の施行、平成19年度からの全ての学校における特別支援教育の本格的な開始、平成26年1月に批准した障害者の権利に関する条約を踏まえた特別支援教育の推進など、この十数年の間に、発達障害のみならず、障害により教育上特別の支援を必要とする幼児児童生徒（以下「児童等」という。）に対する教育支援体制は大きく進歩しました。平成28年度には、発達障害者支援法の大幅な改正が行われるとともに、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（義務標準法）が改正され、いわゆる通級による指導を担当する教員の基礎定数化が平成29年度からの10年間で計画的に進められることとなりました。また、このたびの学習指導要領改訂において、通級による指導を受ける児童生徒や特別支援学級に在籍する児童生徒については、個別の教育支援計画や個別の指導計画を全員作成することとされるなど、特別支援教育を取り巻く状況は日々変化しています。

本ガイドラインは、こうした状況の変化や、これまでの間に培ってきた発達障害を含む障害のある児童等に対する教育支援体制の整備状況を踏まえ、平成16年のガイドラインを、下記の観点から見直したものです。

<見直しの観点>

1. 対象を、発達障害のある児童等に限定せず、障害により教育上特別の支援を必要とする全ての児童等に拡大。
2. 対象とする学校に、幼稚園及び高等学校等も加え、進学時等における学校間での情報共有（引継ぎ）の留意事項について追記。
3. 特別支援教育コーディネーター、いわゆる通級による指導の担当教員及び特別支援学級の担任など、関係者の役割分担及び必要な資質を明確化。
4. 校内における教育支援体制の整備に求められる養護教諭の役割を追記。
5. 特別支援学校のセンター的機能の活用及びその際の留意事項等を追記。

結びに、本ガイドラインの作成に当たっては、策定協力者、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部の関係者ほか、情報を提供いただいた方々から、多大な御協力を得ました。御協力くださった各位に対し、心から感謝の意を表します。

平成29年3月

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課長
丸 山 洋 司

～目次～

はじめに（本ガイドラインの位置付けについて）

第1部 概論（導入編） 1

1. ガイドライン策定の趣旨
2. 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育
3. 特別支援教育を巡る近年の動き

第2部 設置者用（都道府県・市町村教育委員会等） 7

1. 特別支援教育に関する基本計画の策定
2. 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上
3. 特別支援連携協議会の設置・運営及び協力体制の推進
4. 教育相談体制の整備と充実
5. 特別支援教育に関する理解啓発

第3部 学校用 13

○校長（園長を含む）用 14

1. 特別支援教育を柱とした学校経営
2. 校内委員会の設置と運営
3. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け
4. 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理
5. 教職員の理解推進と専門性の向上
6. 教員員以外の専門スタッフの活用
7. 保護者との連携の推進
8. 専門家・専門機関との連携の推進
9. 進学等における適切な情報の引継ぎ

○特別支援教育コーディネーター用 29

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整
2. 各学級担任への支援
3. 巡回相談員や専門家チームとの連携
4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

○通常の学級の担任・教科担任用	・ ・ ・ 3 3
1. 気付きと理解	
2. 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成と活用・管理	
3. 通常学級の担任・教科担任による支援、指導の実際	
4. 通常学級の担任・教科担任を支える仕組み	
5. 保護者との協働	
6. 交流及び共同学習の推進	
○通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭用	・ ・ ・ 4 4
1. 通級担当教員の役割	
2. 特別支援学級担任の役割	
3. 養護教諭の役割	
第4部 専門家用	・ ・ ・ 4 9
○巡回相談員用	・ ・ ・ 5 0
1. 巡回相談員の役割	
2. 学校への支援	
○専門家チーム用	・ ・ ・ 5 2
1. 専門家チームの役割	
2. 障害による困難に関する判断	
3. 判断と助言のまとめ方	
○特別支援学校用（センター的機能）	・ ・ ・ 5 4
1. センター的機能の内容	
2. センター的機能を有効に発揮するための特別支援学校の体制整備	
第5部 保護者用	・ ・ ・ 5 5
参 考 資 料	・ ・ ・ 6 0

第1部 概論（導入編）

< 特別支援教育の理念 >

- ✓ 特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- ✓ また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。
- ✓ さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

※特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

1. ガイドライン策定の趣旨

（1）ガイドライン策定の背景

平成19年4月の学校教育法改正により、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び中等教育学校（以下、「各学校」という。）において、通常の学級も含め、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための特別支援教育を行うことが規定されています。

また、国際連合における障害者の権利条約の採択等を踏まえ、平成25年9月の学校教育法施行令の改正により、障害のある子供の就学先決定の仕組みが改められるなど、各学校において、発達障害に限らず、様々な障害のある児童等に対する指導や支援の充実が求められています。

この間、各学校においては、特別支援教育を実施するための体制整備に努めていただいております。文部科学省が毎年実施する「特別支援教育体制整備状況調査」によると、着実に体制整備が進んでいます。

一方、校種別に見ると、幼稚園及び高等学校については、小学校及び中学校と比較すると整備が遅れており、迅速な教育支援体制の整備が求められています。

このような状況等を踏まえ、平成16年に作成した「小・中学校におけるLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、高機能自閉症の児童生徒への教育支援体制の整備のためのガイドライン（試案）」を見直し、本ガイドラインとして取りまとめました。

（2）ガイドラインの対象者と構成

本ガイドラインは、各学校において、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育支援体制の構築に資するよう作成したものです。

本ガイドラインには、教育上特別の支援を必要とする児童等に対する教育支援体制を構築する際の、設置者、校長（園長を含む。以下同じ。）、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任・教科担任、いわゆる通級による指導の担当者（以下、「通級担当教員」という。）や特別支援学級担任、養護教諭、巡回相談員及び専門家チーム等の役職等ごとの具体的な役割等を示しており、最後に保護者に向けた内容を掲載し、対象者別に全5部で構成しています。

第1部：概論として、ガイドライン策定の趣旨や特別支援教育の考え方等を取り上げています。

第2部：教育委員会等設置者の役割について取り上げています。

第3部：校長、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任・教科担任、通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭等、学校における職務ごとにそれぞれの役割について取り上げています。

第4部：巡回相談員、専門家チーム及び特別支援学校のセンター的機能の目的と役割を中心に取り上げています。

第5部：教育上特別の支援を必要とする児童等の保護者に向けた内容を掲載しています。

（3）ガイドラインの使い方

まず、「第1部 概論（導入編）」に記述されているガイドライン策定の趣旨や特別支援教育の理念等を理解することが大切です。

続いて、それぞれの役職等に応じた部分に示された内容を読み進め、その上で、他の役職等の部分についても随時参照してください。

例えば、校長にとっては、教育支援体制の構築に当たっての自らの役割に加え、学校経営上、特別支援教育コーディネーターや各教職員に求められることを熟知しておく必要があります。

また、専門家にとっては、学校内のそれぞれの立場の者がどのような役割を期待されているのかを理解しておくことが非常に重要です。

このように、自分の役職等に係る部分を起点に、その内容と関連づけながら、全般にわたって読み進めていくことが大切です。

2. 全ての学校・全ての学級で行う特別支援教育

特別支援教育については、学校教育法の第8章(第72条から第82条)に規定されており、各学校における特別支援教育は、第81条に規定されています。

学校教育法第81条第1項

幼稚園，小学校，中学校，義務教育学校，高等学校及び中等教育学校においては，次項各号のいずれかに該当する幼児，児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対し，文部科学大臣の定めるところにより，障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

このように、各学校において行う特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする児童等であり、特別支援教育は、学校教育法第81条第2項各号に記載されている障害種¹のみならず、あらゆる障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を指します。法律上は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとされていますが、これは必ずしも、医師による障害の診断がないと特別支援教育を行えないというのではなく、児童等の教育的ニーズを踏まえ、後述の校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童等に対しては、適切な指導や必要な支援を行う必要があります。

特に、小・中学校の通常の学級に、6.5%の割合で、学習面又は行動面において困難のある児童等が在籍し、この中には発達障害のある児童等が含まれている可能性があるという推計結果（平成24年文部科学省調査）もあり、全ての教員が、特別支援教育に関する一定の知識や技能を有することが求められます。

また、特別支援教育を基盤として、障害の有無にかかわらず、全ての児童等が互いの違いや個性を認め合う学校・学級作り、そして、全ての児童等の成長を促進する基盤的な環境整備が進められることが、ひいては共生する社会の実現につながります。

文部科学省では、平成19年4月1日に「特別支援教育の推進について（初等中等教育局長通知）」を各都道府県教育委員会等宛てに通知し、特別支援学校を含む各学校において行う特別支援教育について、基本的な考え方、留意事項等をまとめて示しています。

本通知は、文部科学省のホームページに掲載しており、また、本ガイドラインの参考資料①としても掲載していますので、必ず御一読ください。



¹ ①知的障害者、②肢体不自由者、③身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。なお、児童等の就学先の決定に当たっての障害の種類は、平成25年10月4日付け25文科初第756号「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」において、特別支援学級については、①知的障害者、②肢体不自由者、③病弱者及び身体虚弱者、④弱視者、⑤難聴者、⑥言語障害者、⑦自閉症・情緒障害者が、通級による指導については、①言語障害者、②自閉症者、③情緒障害者、④弱視者、⑤難聴者、⑥学習障害者、⑦注意欠陥多動性障害者、⑧肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者が、それぞれ示されています。

3. 特別支援教育を巡る近年の動き

(1) 障害者の権利に関する条約

障害者の権利に関する条約は、平成18年12月に国際連合の総会において採択された条約で、障害を理由とする差別の禁止など、障害者の権利を守るための基本原則などを定めるほか、教育の分野においては「インクルーシブ教育システム」の理念について提唱しています。

我が国は、平成19年9月に同条約に署名し、国内の関係法令等を整備し、平成26年1月に批准しました。

○障害者の権利に関する条約（抜粋）

第二十四条 教育

1 締約国は、教育についての障害者の権利を認める。締約国は、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する。当該教育制度及び生涯学習は、次のことを目的とする。

- (a) 人間の潜在能力並びに尊厳及び自己の価値についての意識を十分に発達させ、並びに人権、基本的自由及び人間の多様性の尊重を強化すること。
- (b) 障害者が、その人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
- (c) 障害者が自由な社会に効果的に参加することを可能とすること。

2 締約国は、1の権利の実現に当たり、次のことを確保する。

- (a) 障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと及び障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から排除されないこと。
- (b) 障害者が、他の者との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、障害者を包容し、質が高く、かつ、無償の初等教育を享受することができること及び中等教育を享受することができること。
- (c) 個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。
- (d) 障害者が、その効果的な教育を容易にするために必要な支援を一般的な教育制度の下で受けること。
- (e) 学問的及び社会的な発達を最大にする環境において、完全な包容という目標に合致する効果的で個別化された支援措置がとられること。

3・4 (略)

(2) 障害者基本法

平成23年8月、障害者の権利に関する条約の締結に向けた国内体制を整えるため、障害者基本法が改正されました。

教育分野では、第16条第1項において、「国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。」と示されています。

また、同条第4項において、「国及び地方公共団体は、障害者の教育に関し、調査及び研究並びに人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設の整備その他の環境の整備を促進しなければならない。」とされました。

（3）インクルーシブ教育システム構築に関する中央教育審議会報告

障害者の権利に関する条約や、障害者基本法改正の動きを受けて、平成24年7月に、中央教育審議会初等中等教育分科会において、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進について報告がまとめられました²。この中で、障害のある子供が十分に教育を受けられるための合理的配慮の提供と、その基礎となる環境整備の充実の重要性について、提言されています。

○合理的配慮

障害のある子供が、他の子供と平等に教育を受けられるように、学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、均衡を失した又は過度の負担を課さないものです。

○基礎的環境整備

「合理的配慮」の基礎となるものであって、障害のある子供に対する支援について、法令に基づき又は財政措置により行う教育環境の整備のことであります。

（4）障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

平成28年4月より、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

同法では、「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供³」が義務付けられることになりました。

文部科学省では、私立学校をはじめとする民間事業者を対象に、教育分野における障害を理由とする不当な差別的取扱いになるような行為の具体例や、合理的配慮の具体例等を示す「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」（参考資料②）を作成し、各都道府県教育委員会等に通知し、ホームページに掲載しています。また、公立学校については、各地方公共団体において、対応要領の作成が努力義務とされており、対応要領が作成されている場合には、必ず御一読ください。

² 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）（平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会）。

同報告においては、「インクルーシブ教育システム」の定義について、次のように記載されています。

- ・「障害者の権利に関する条約によれば、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。」
- ・「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も確に答える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが必要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性ある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」

³ 私立学校等の民間事業者における合理的配慮の提供は、努力義務となります。

第2部 設置者用

(都道府県・市町村教育委員会等)

特別支援教育の一層の推進に向けて、各学校の設置者である教育委員会、国立大学法人及び学校法人等は、以下の対応が求められている。

1. 障害のある幼児児童生徒の状況や学校の実態等を踏まえ、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。
2. 学校関係者、保護者、市民等に対し、特別支援教育に関する正しい理解が広まるよう努めること。
3. 特別支援学校の設置者においては、特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有状況の改善に努めること。

特に、教育委員会においては、以下の対応が求められている。

4. 各学校の支援体制の整備を促進するため、指導主事等の専門性の向上に努めること。
5. 教育、医療、保健、福祉、労働等の関係部局、大学、保護者、NPO等の関係者からなる連携協議会を設置するなど、地域の協力体制の構築を推進すること。
6. 障害の有無の判断や望ましい教育的対応について専門的な意見等を各学校に提示する、教育委員会の職員、教員、心理学の専門家、医師等から構成される「専門家チーム」の設置や、各学校を巡回して教員等に指導内容や方法に関する指導や助言を行う巡回相談の実施（障害のある幼児児童生徒について個別の指導計画及び個別の教育支援計画に関する助言を含む。）についても、可能な限り行うこと。なお、このことについては、保育所や国・私立幼稚園の求めに応じてこれらが利用できるよう配慮すること。

※特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

1. 特別支援教育に関する基本的な計画の策定

学校設置者は、各学校の実情を踏まえた特別支援教育に関する政策の基本となる計画の策定に努めます。

(1) 都道府県・指定都市教育委員会における策定時の留意点

教育委員会においては、特別支援教育を推進するための基本的な計画を策定するなどして、各学校における教育支援体制や学校施設設備の更なる整備充実等に努めることが重要です。

都道府県・指定都市の教育委員会が基本的な計画を策定するに当たっては、児童等の状況や学校・地域の実態を十分に踏まえる必要があります。

実情把握の具体例として、

- ① 特別支援学校におけるセンター的機能の状況
- ② 高等学校等における特別支援教育の状況
- ③ 域内の小・中学校等における特別支援学級、通級による指導の設置・運営状況や通常の学級における状況
- ④ 各学校における校内委員会の設置・年間運営計画・運営状況
- ⑤ 各学校における支援員の確保・配置・運営状況
- ⑥ 就学・転学・進学・就労の状況

などが考えられます。

また、計画に沿った特別支援教育が、特別支援学校のみならず、高等学校や小・中学校等域内の全ての学校において推進されるよう、特別支援教育の主管課のみならず、高等学校や義務教育等の主管課とも連携協力することが必要です。域内に私立学校がある場合には、その設置者である学校法人にも計画を周知し、必要に応じて指導主事等による助言を行うことも考えられます。

さらに、医療や保健、福祉、労働、生涯学習、文化、スポーツなど教育以外の関係部局や機関との連携も重要であり、基本的な計画の策定に当たり、協力を得ることも検討する必要があります。

(2) 市町村教育委員会における策定時の留意点

市（指定都市を除き、特別区を含む。）町村教育委員会における基本計画の策定に当たっては、前述の都道府県教育委員会における基本的な計画を踏まえつつ、設置する各学校・地域の実情を把握した上で策定することが重要です。

(3) 国立大学法人や学校法人等における策定時の留意点

附属学校を設置する国立大学法人や私立学校を設置する学校法人等においても、基本的な計画の策定に努めることが重要です。

特に、国立大学法人にあっては、「国立大学附属学校の新たな活用方策等について⁴」では、国立大学附属学校の新たな活用方策として、「初等中等教育政策推進への貢献」が盛り込まれ、「特別支援教育への寄与」として、

- ① 教員養成系大学・学部のほぼ全てに特別支援学校がある特性を活かし、附属学校間のネットワークを構築しながら、障害のある児童等への対応、指導方法等についての調査研究を進めること。
- ② 附属学校を特別支援教育の理解と実践を深める場として位置付け、附属特別支援学校において附属の各学校の児童等の体験活動、附属の各学校の教員の特別支援教育に関する研修等を実施するとともに、附属の各学校の日常的な教育活動で特別支援教育の視点を重視した取組を進めること。

が期待されていることを踏まえつつ、基本的な計画を策定することが重要です。

⁴ 「国立大学附属学校の新たな活用方策等に関する検討とりまとめ」について（平成21年3月26日 文部科学省高等教育局大学振興課事務連絡）

2. 特別支援教育に関する教職員の専門性の向上

学校設置者が主体となって、教職員の専門性を高めるための研修を実施するとともに、特別支援学校教諭免許状の取得促進に取り組みます。

学校設置者においては、全ての教職員に対して、各種の研修等を通じて、障害に対する理解や特別支援教育の内容についての知識の涵養に努め、特別支援教育が適切に実施されるよう努めていくことが重要です。

また、教育委員会においては、特別支援教育を担当する指導主事だけでなく、全ての指導主事が各学校の特別支援教育の推進や教育支援体制の整備等を促進するための専門性の向上を図るとともに、各学校の管理職、特別支援教育コーディネーター、通常の学級の担任・教科担任、通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭等、それぞれの対象者や研修目標を明確にした上で、研修を企画する必要があります。

なお、特別支援教育コーディネーターは、後述する地域住民への啓発も担うことができるような、地域の中核となって活動できる能力を有した人材を視野に入れて育成することが望ましいと考えられます。

また、研修の実施後は、成果や課題及び今後の研修のニーズを設置者が的確に把握し、評価することが重要です。

そして、育成した人材を、各学校に適切に配置することが求められます。

研修の企画に当たっては、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所における下記の情報が活用できます。

(1) オンライン講義配信について

同研究所では、教員等を対象に、インターネットによる講義配信をしています。教育委員会や特別支援教育センター等での研修のほか、学校内の研修でも利用することができます。

- ① 特別支援教育研修講座（『基礎編』『専門編』）・・・事前登録必要
教育センターや学校等における教員等を対象とした、各障害等の基礎的・専門的な内容を体系的・計画的に整備した研修講義コンテンツ
- ② 発達障害教育情報センターの研修講義・・・事前登録不要
発達障害のある子供の教育に関わる教員を主な対象とした、子供の教育的支援に必要な基礎的な内容に関する研修講義コンテンツ

(2) 特別支援教育専門研修の活用

同研究所では、教育委員会、特別支援教育センター及び学校等の特別支援教育に関し指導的立場に立つ教員等を対象に、今後の各都道府県等の指導者としての資質を高めることを目的として、専門的知識・技術を深める研修等を行っています。

また、小・中学校の通級担当教員や特別支援学級担任は、教育職員免許法上特別支援学校教諭免許状の所持は必要とされていませんが、特別支援学級等での指導のみにとどまらず、小・中学校における特別支援教育の重要な担い手であり、その専門性が校内の他の教員に与える影響も極めて大きいことから、通級担当教員や特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが求められます。

3. 特別支援連携協議会の設置・運営及び協力体制の推進

都道府県レベル及び市町村レベルでの教育，医療，保健，福祉，労働等の関係部局・機関との連携協力を円滑にするためのネットワークを構築します。

都道府県においては，障害のある子供やその保護者への相談・支援に関わる教育，医療，保健，福祉，労働等の関係部局・機関間の連携協力を円滑にするためのネットワークとして，広域特別支援連携協議会を設置し，機能させることが重要です。また，各地域の実情に応じて，支援地域又は市町村レベルにおいても，同様の趣旨で特別支援連携協議会を設置・運営する必要があります。

これらの協議会は，例えば，次のような役割を果たします。

- ① 相談・支援のための施策についての情報の共有化
- ② 相談・支援のための施策の連携の調整や連携方策の検討
- ③ 相談と支援のための全体計画（マスタープラン）の策定
- ④ 個別の教育支援計画のモデルの策定
- ⑤ 相談・支援にかかわる情報の提供
- ⑥ 支援地域の設定

それぞれの具体的な設置主旨や役割分担等については，文部科学省が作成した「教育支援資料（平成25年10月）」に記載されています。なお，児童等の教育的支援については，原則，各学校において行われることから，特別支援連携協議会は，各学校の教育支援体制の整備に向けた連携・協力を行うことを意識しながら，学校を支えるネットワークとして，有機的に機能させる事が重要です。

教育支援資料 文部科学省

検索

4. 教育相談体制の整備と充実⁵

各学校において専門家による指導・助言等の相談支援が受けられるよう，巡回相談員の配置，専門家チームの設置及び特別支援学校のセンター的機能の充実に必要な措置を行います。

都道府県や指定都市等の教育委員会は，巡回相談員の配置や専門家チームの設置により，域内の各学校が専門的な指導・助言等の教育相談を受けることができる体制を整えることが重要です。

また，特別支援学校が，地域における特別支援教育のセンター的機能を有効に発揮できるようにするためには，高い専門性を有する教員を，特別支援学校に適切に配置する必要があります。

そのため，任命権者である教育委員会は，人事上の配慮を行うことが重要です。

一方で，市町村教育委員会は，巡回相談員と専門家チームと連携し，情報共有しながら，各地域への相談支援において一定の役割を果たすことが重要です。

⁵ 市町村教育委員会が障害のある子供に対し適切な教育支援を行うためには，「教育支援委員会（仮称）」の委員に専門性の高い人材を配置すること等が必要です。「教育支援委員会（仮称）」においては，従来の就学指導委員会に対し，早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず，その後の一貫した支援についても助言を行うという観点からその機能の拡充を図っていくことが適当です。機能拡充の内容については，前述の「教育支援資料（平成25年10月）」に記載されています。

(1) 巡回相談員

各学校を巡回し、教員に対して教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容や方法等に関する支援・助言を行う、専門的知識を有する者を指します。

【役割】

- ①対象となる児童等や学校の教育的ニーズの把握と支援内容・方法に関する助言
- ②校内における教育支援体制づくりへの助言
- ③個別の教育支援計画等の作成への協力
- ④専門家チームと学校の連携の補助
- ⑤校内での実態把握の実施に関する助言 等

【求められる資質・技能】

- ①特別支援教育に関する知識や技能
- ②発達障害を含む障害に関する知識
- ③発達障害を含む障害のある児童等の理解と対応に関する知識
- ④児童等の実態の把握やアセスメントに関する知識や技能
- ⑤学校の組織や運営及び障害のある児童等への校内の教育支援体制についての知識
- ⑥コンサルテーションやコーチングなど教師への支援に関する知識と技能
- ⑦地域資源の状況を把握したり、地域の関連機関との連携を行うための知識や技能
- ⑧個人情報取り扱いに関する知識 等

(2) 専門家チーム

各学校に対して、児童等の障害による困難に関する判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会等に設置された組織のことを指します。

【役割】

- ①障害による困難に関する判断
- ②児童等への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示
- ③校内における教育支援体制についての指導・助言
- ④保護者、本人への説明
- ⑤校内研修への支援 等

【構成】 専門家チームのメンバー（例）

- ①教育委員会の職員
- ②特別支援学級担任や通級担当教員
- ③通常の学級の担任
- ④特別支援学校の教員
- ⑤心理学等の専門家
- ⑥医師
- ⑦理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 等

※ 構成員の規模を考慮し、機動力のあるチームを構成することが重要。

(3) 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、各学校の要請に応じて、個別の教育支援計画等の作成・活用等への援助を含め、その支援を行うことを指します。（学校教育法第74条）

また、これらの機関のみならず、保育所をはじめとする他の関係機関等に対しても、同様に助言又は援助を行うことが求められています。

各地域の特別支援連携協議会の中に、複数の障害種の特別支援学校が参加し、域内の教育資源を組み合わせることにより、域内の学校等からの要請に対して、より適切に応えることが可能になります。

【個人情報等の取扱いに関する留意点】

都道府県教育委員会に所属する巡回相談員、専門家チーム及び都道府県立の特別支援学校が市町村立学校から要請を受ける際に、相談内容に、児童等の個人情報等が含まれている場合は、保護者に同意を得るなど、個人情報等に配慮する必要があります。

そのため、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の間で、あらかじめ個人情報等の取扱いに関する基準等について調整を行い、学校側に提示しておくことが重要です。

5. 特別支援教育に関する理解啓発

学校設置者が主体となって、地域住民等に対し、特別支援教育に関する理解啓発を図ります。

学校設置者においては、特別支援教育について、地域住民等に対する理解を進めるため、パンフレットの作成・配布等により、適宜、情報提供を行ったり、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関及び大学・NPO等と連携して、地域等を対象としたセミナーを開催したりするなど、適切な情報の提供に努めていくことが重要です。

第3部 学校用

○校長の責務

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、次に述べる体制の整備等を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

また、校長は、特別支援教育に関する学校経営が特別な支援を必要とする幼児児童生徒の将来に大きな影響を及ぼすことを深く自覚し、常に認識を新たにして取り組んでいくことが重要である。

○ 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

○ 特別支援学校における取組

- (1) 特別支援教育のさらなる推進
- (2) 地域における特別支援教育のセンター的機能
- (3) 特別支援学校教員の専門性の向上

○ 保護者からの相談への対応や早期からの連携

○ 厚生労働省関係機関等との連携

※特別支援教育の推進について（平成19年文部科学省通知）より

＜チームとしての学校全体で行う特別な支援＞

平成27年12月21日に中央教育審議会が取りまとめた「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について（答申）」によると、今後の学校は、

- ① 個々の教員が個別に教育活動に取り組むのではなく、学校のマネジメントを強化し、組織として教育活動に取り組む体制を創り上げること。
- ② 生徒指導や特別支援教育等の充実を図るため、学校や教員が、心理や福祉等の専門家や専門機関と連携・分担する体制を整備・強化すること。

が求められており、「チームとしての学校」の体制を整備することで、教育活動を充実していくことが期待されています。

特別支援教育は、かねてから教育上特別の支援を必要とする児童等に対して、学校全体で行う支援体制の構築を目指しており、今後、「チームとしての学校」の体制を整備するに当たっても、特別支援教育の視点を効果的に生かした学校経営が求められています。

○校長（園長を含む）用

1. 特別支援教育を柱とした学校経営

校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育実施の責任者として、自らが特別支援教育や障害に関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、学校経営の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた学校内での教育支援体制の整備を推進します。

（1）校長のリーダーシップと学校経営

特別支援教育の全校的な教育支援体制を確立するためには、校長がリーダーシップを発揮し、校長自身が特別支援教育に関する理解を深めていく必要があります。

そのため、教育委員会等が実施する特別支援教育に関する研修に積極的に参加したり、校長会等での情報交換を活発に行ったりすることによって、特別支援教育に関する最新の情報を得るなど、常に認識を新たにしていく必要があります。

特別支援教育に学校組織全体として取り組むためには、校長が作成する学校経営計画（学校経営方針）の柱の一つとして、特別支援教育の充実に向けた基本的な考え方や方針を示すことが必要です。

学校経営上、校長が念頭におくべき事項として、次のような内容が考えられます。

- 特別支援教育を学校全体として行うために必要な体制の構築（組織対応）
- 特別支援教育に関する教員の専門性の向上（資質向上）
- 特別支援教育についての児童等、保護者及び地域への理解啓発（理解推進）
- 特別支援教育に関する外部の専門機関等との連携の推進（外部連携）

（2）学校内での教育支援体制の構築・運営

学校内での教育支援体制を確立するために、校長は次のような体制を構築し、効果的な運営に努めます。

- 校内委員会を設置して、児童等の実態把握を行い、学校全体で支援する体制を整備する。
- 特別支援教育コーディネーターを指名し、校務分掌に明確に位置付ける。
- 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成に努め、管理する。

- 全ての教職員に対して、特別支援教育に関する校内研修を実施したり、校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努める。通級担当教員、特別支援学級担任については、特別支援学校教諭免許状を未取得の教員に対して取得を促進するなど育成を図りつつ、特別支援教育に関する専門的な知識を特に有する教員を充てるよう努める。
- 教員以外の専門スタッフの活用を行い、学校全体としての専門性を確保する。
- 児童等に対する合理的配慮の提供について、合意形成に向けた本人・保護者との建設的対話を丁寧に行い、組織的に対応するための校内体制を整備する。

(3) 学校内での教育支援体制についての児童等・保護者や地域への周知

特別支援教育を推進するために、特別支援教育の対象となる児童等や保護者、周囲の児童等や保護者に対しても、特別支援教育についての正しい理解及び学校内での教育支援体制を広めていくことが重要です。

例えば、次のようなあらゆる機会をとらえて理解の推進を図る必要があります。

- 学校経営計画(学校経営方針)のホームページへの掲載等。
- 児童等向けには、儀式的行事での挨拶、全校朝会での講話等。
- 保護者向けには、学校だよりやPTA総会、研修会等での挨拶等。
- 地域向けには、学校評議員・学校運営協議会・学校関係者評価委員会への教育方針や教育状況の説明等。

2. 校内委員会の設置と運営

校長のリーダーシップの下、全校的な教育支援体制を確立し、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態把握や支援内容の検討等を行うため、特別支援教育に関する委員会(校内委員会)を設置します。

(1) 校内委員会の役割の明確化と支援までの手順の確認

校内委員会は、下記の役割を担います。

- 児童等の障害による学習上又は生活上の困難の状態及び教育的ニーズの把握。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容の検討。
(個別の教育支援計画等の作成・活用及び合理的配慮の提供を含む。)
- 教育上特別の支援を必要とする児童等の状態や支援内容の評価。
- 障害による困難やそれに対する支援内容に関する判断⁶を、専門家チームに求めるかどうかの検討。
- 特別支援教育に関する校内研修計画の企画・立案。
- 教育上特別の支援を必要とする児童等を早期に発見するための仕組み⁷作り。
- 必要に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の具体的な支援内容を検討するためのケース会議を開催。
- その他、特別支援教育の体制整備に必要な役割。

校長は、校内委員会を設置し、開催に当たっての手順(定期的を開催する、特別支援教育コーディネーターが必要と判断した場合に開催する等)を明確にした上で、全校的な教育支援体制を確立することが重要です。

⁶ 障害の有無の判断を校内委員会や教員が行うものではないことに十分留意する必要があります。

⁷ 各学校に在籍する児童等は、特別支援学校と異なり、全ての児童等が障害による学習上又は生活上の困難があるわけではないため、各学校における校内委員会の役割として、障害による困難のある児童等を早期に支援する仕組み(早期に気付くための教員の研修の実施、判断の参考となるツールの活用、保護者からの相談体制(合理的配慮の提供プロセスも含む)、前の在籍校等からの支援内容の適切な引継ぎ体制等)を作ることが重要です。

（2）校内委員会の組織及び構成

校内委員会を設置するに当たっては、独立した委員会として新規に設置したり、既存の学校内組織（生徒指導部会等）に校内委員会の機能を持たせるなどの方法があります。それぞれ利点があり、各学校の実情を踏まえて設置することが大切です。

また、校内委員会の構成員としては、例えば、管理職、特別支援教育コーディネーター、主幹教諭、指導教諭、通級担当教員、特別支援学級担任、養護教諭、対象の児童等の学級担任、学年主任等が考えられます。大切なことは、各学校の規模や実情に応じて、学校としての方針を決め、教育支援体制を作るために必要な者を校長が判断した上で、構成員とすることです。

（3）支援内容の共通理解と定期的な評価

校長は、校内委員会で支援の対象となった児童等の支援内容について、定期的に校内委員会に報告させるとともに、学校内の教職員に共通理解を図ります。そして、学期ごと等、定期的に外部の専門家等の助言も活用しつつ、評価を行います。

（4）評価結果や保護者の意見を踏まえた支援内容の見直し

校長は、児童等の状態や支援内容の評価を踏まえて、必要な見直しを行います。

見直しに当たっては、児童等の成長の状態や、家庭における状況の変化等、保護者からの意見も参考にすることが大切です。

3. 特別支援教育コーディネーターの指名と校務分掌への位置付け

校長は、学校内の関係者及び関係機関との連携調整並びに保護者の連絡窓口となる特別支援教育のコーディネーターの役割を担う者を指名し、校務分掌に位置付けて特別支援教育を推進します。

(1) 特別支援教育コーディネーターの役割

特別支援教育コーディネーターは、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、校内委員会・校内研修の企画・運営、関係機関・学校との連絡・調整、保護者の相談窓口等の役割を担います。

校長は、特別支援教育コーディネーターを校務分掌に明確に位置付け、学校内の全ての教職員に対して、特別支援教育コーディネーターの役割を説明し、学校において組織的に機能するように努めることが重要です。

また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める必要があります。

(2) 指名に当たっての配慮事項

校長は、特別支援教育について学ぶ意欲があり、学校全体、そして関係機関との連携・協力にも配慮ができ、必要な支援を行うために教職員の力を結集できる力量(コーディネートする力)を有する人材を特別支援教育コーディネーターに指名します。

各学校の実情に応じて、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教務主任、生徒指導主事等を指名する場合や特別支援学級担任や通級担当教員、養護教諭を指名する場合等、様々な場合が考えられます。その際には、例えば、特別支援教育コーディネーターの役割を中心的に担う主幹教諭を置いたり、学級・教科担任をもたない教員を指名するなど、専ら特別支援教育コーディネーターの業務に従事できるような配慮を行うことが望まれます。

特別支援教育コーディネーターの機能強化、人材育成、円滑な引継ぎ等を考えて、複数名指名することも考えられます。

(3) 校務分掌での位置付け

特別支援教育コーディネーターの校務分掌上の位置付けは、各学校において特別支援教育コーディネーターが担う役割や組織の作り方によって異なります。

校内委員会の主任として位置付ける場合のほか、既存の生徒指導部や学習指導部等の構成員に位置付ける場合等、各学校の実情に応じて様々考えられます。

各学校の校長の判断で、最も実情に即した位置付け⁸をしていくことが求められます。

校長は、児童等への総合的な対応を図るため、例えば学校内の生徒指導部会等の体制との連携を図るなど、学校内の他の部会等との連携に向けて、積極的に教職員に対して指示することが重要です。

⁸ 例えば、生徒指導部の組織に位置付ける利点として、生徒指導部会において、問題として捉えられた児童等の行動について、特別支援教育の校内委員会の機能を有することで、障害から生じる困難の状況に気付くことができ、適切な指導及び必要な支援を開始することが可能になることも考えられます。

4. 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成⁹と活用・管理

校長は、学校内での個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、活用を進めるとともに、適切に管理します。

(1) 個別の教育支援計画の作成

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した計画（個別の教育支援計画）を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

また、特別な支援を必要とする子供に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、個別の教育支援計画に明記し、引き継ぐことが重要です。

校長は、校内委員会で個別の教育支援計画を作成するに当たり、作成の中心となる教員（作成の対象となる児童等が在籍する学級の担任、特別支援教育コーディネーター等）や作成に関わる校内委員会の構成員の役割を明確にすることが重要です。

(2) 個別の指導計画の作成

教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援に当たっては、個別の教育支援計画に記載された一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、学校生活や各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した計画（個別の指導計画）を作成しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

校長は、通常の学級の担任も含む全ての教員が作成する可能性があり、必要性があることを、各教員に日頃から意識させておくことが重要です。

(3) 各計画の見直し

個別の教育支援計画や個別の指導計画はあくまで児童等の支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、作成すること自体が目的ではありません。

実施、評価、改善を繰り返すことが最も重要です。

支援の実施状況については、校内委員会において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切です。

その際は、記録を基に目標の達成状況につながった支援内容及び妥当性等について検証を行い、各機関における具体的な支援内容の改善策を検討します。

⁹ 各学校において行う特別支援教育の対象は、特別支援学級はもとより、通常の学級を含む、全ての教育上特別の支援を必要とする児童等であり、特別支援教育は、学校教育法第81条第2項各号に記載されている障害種のみならず、あらゆる障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を指します。法律上は、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとされていますが、これは必ずしも、医師による障害の診断がないと特別支援教育を行えないというものではなく、児童等の教育的ニーズを踏まえ、校内委員会等により「障害による困難がある」と判断された児童等に対しては、個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成を含む適切な支援を行う必要があります。

また、次期学習指導要領においては、通級による指導を受ける児童等及び特別支援学級に在籍する児童等に対する指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとされています。（次ページ参照）

(4) 各計画の活用と管理

上記のとおり、個別の教育支援計画は、関係機関と共有したり、進学先の学校へ引き継いだりすることでその目的を果たすことができます。

一方で、その内容には多くの個人情報を含むため、本人や保護者の同意なく、第三者に提供することはできません。このため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてもあらかじめ範囲を明確にした上で、同意を得ておく必要があります。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引き継ぎができます。

同様に、個別の指導計画を引き継ぐ際にも、個人情報の保護に配慮する必要があります。

校長は、学校内における個人情報の保存・管理の責任者として、学校内におけるこれらの計画に記載された個人情報が漏洩したり、滅失したりすることのないよう、適切な保存・管理を行った上で、必要な支援内容等を進学先等に確実に引き継ぐことが重要です。

(参考) 次期小学校学習指導要領(抜粋)

第1章 総則

第4 児童の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする児童への指導

(1) 障害のある児童などへの指導

エ 障害のある児童などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童や通級による指導を受ける児童については、個々の児童の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

(参考) 次期中学校学習指導要領(抜粋)

第1章 総則

第4 生徒の発達の支援

2 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(1) 障害のある生徒などへの指導

エ 障害のある生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する生徒や通級による指導を受ける生徒については、個々の生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

※平成29年3月公示

(参考) 「個別の支援計画」について

「個別の支援計画」とは、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関が連携して、障害のある子ども一人一人のニーズに対応した支援を効果的に実施するための計画です。その内容としては、障害のある子どものニーズ、支援の目標や内容、支援を行う者や機関の役割分担、支援の内容や効果の評価方法などが考えられます。

この「個別の支援計画」を、学校や教育委員会の教育機関が中心となって策定する場合には、「個別の教育支援計画」と呼んでいます。

つまり、「個別の教育支援計画」は「個別の支援計画」に含まれるものであり、「個別の支援計画」を教育機関が中心となって策定する場合の呼称であるとの理解が大切です。

※「障害のある子どものための地域における相談支援体制整備ガイドライン(試案)」

(平成20年3月文部科学省、厚生労働省)から抜粋

5. 教職員の理解推進と専門性の向上

校長は、学校内での研修を実施したり、教職員を学校外での研修に参加させたりすることにより、専門性の向上に努めます。

(1) 校内研修の推進

特別支援教育の推進のために、全ての教員が、特別支援教育に関する一定の知識や技能を有していることが不可欠です。とりわけ、通級担当教員、特別支援学級担任については、特別支援教育に関する専門的な知識を特に有する教員を充てる必要があります¹⁰。

そのために、校長は、特別支援教育コーディネーターを中心として校内研修を組織的に計画し、教員の障害への理解をはじめとする意識改革や、教育上特別の支援を必要とする児童等の在籍する学級集団への指導に当たっての専門性を高めていくことが求められます。

なお、学校内の研修会の内容によっては、教員以外の専門スタッフの参画を求めることや保護者等にも声を掛けて一緒に受講し、より広く理解の推進を図る機会とすることもできます。

(2) 教員の役割に応じた学校外における研修への参加推進

校長は、教育委員会、特別支援教育センター等が開催する、障害の理解を深めるための研修や具体的に支援を行う能力の向上を図るための研修に、教員を積極的に参加させることが大切です。

参加に当たっては、通常の学級の担任等に対する基本的な研修、特別支援教育コーディネーターや通級担当教員、特別支援学級担任等に対する専門的な研修等、校内の教育支援体制における各教員の役割に応じて、必要な研修を受講できるようにすることが重要です。

¹⁰ 通級担当教員や特別支援学級担任の配置に当たっては、通常の学級の担任や特別支援教育コーディネーターに対し、助言を行う役割もあることに鑑み、通常の学級における指導方法を理解した者を充てることが望ましいです。

6. 教員以外の専門スタッフの活用¹¹

校長は、必要に応じて以下のような教員以外の専門スタッフの活用を行い、学校全体としての専門性を確保します。

(1) 特別支援教育支援員

各学校において、特別支援教育支援員は、管理職、特別支援教育コーディネーター、各学級担任(通常の学級担任及び特別支援学級担任をいう。以下同じ。)と連携の上、以下のような役割を果たすことが想定されています。

- ① 基本的な生活習慣の確立のための日常生活上の支援
- ② 発達障害を含む障害のある児童等に対する学習支援
- ③ 学習活動、教室間移動等における支援
- ④ 児童等の健康・安全確保
- ⑤ 運動会(体育大会)、学習発表会、校外学習等の学校行事における支援
- ⑥ 周囲の児童等の障害や困難さに対する理解の促進

校長は、各学級担任や特別支援教育コーディネーター等と特別支援教育支援員が、どのような連携・協力をするのかを個別の教育支援計画等に基づき、事前に決めておくことが必要です。

(2) スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

スクールカウンセラーは、学校教育に関する心理の専門家として児童等へのカウンセリングや困難・ストレスへの対処方法に資する教育プログラムの実施を行うとともに、児童等への対応について教職員、保護者への専門的な助言や援助、教員のカウンセリング能力等の向上を図る研修を行います。

スクールソーシャルワーカーは、福祉の専門家として課題を抱える児童等が置かれた環境への働きかけや関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整、学校内におけるチーム体制の構築・支援等の役割を果たしています。

教育上特別の支援を必要とする児童等を支援するに当たって、児童等を取り巻く状況は、多様化していることから、校長は、必要に応じて、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門性を活用することが望ましいと考えられます。

(3) 医療的ケアを行う看護師，就労支援コーディネーター等

各学校には、日常的にたんの吸引や経管栄養等のいわゆる「医療的ケア」を必要とする児童等のための看護師や、キャリア教育・就労支援を進めるため労働等の関係機関と連携を図る就労支援コーディネーター等の専門スタッフが配置されていることがあります。

校長は、教員と専門スタッフが連携・分担して組織的な支援が行えるよう、個別の教育支援計画等を活用し、児童等の実態把握や支援内容、校内での役割分担について、特別支援教育コーディネーターを中心に、共通理解を図ることが重要になります。

¹¹ 教員が圧倒的多数となる学校組織に、少人数で入る専門スタッフには不安があり、専門スタッフには学校の内情が分からないことも多々あります。また、勤務時間が異なるため、放課後等の会議に参加できず、情報の伝達等に影響がでることもあります。そうした専門スタッフの心情や状況に配慮することも重要です。

7. 保護者との連携の推進

校長は、各学校それぞれの実態に応じて、全ての保護者に対して、特別支援教育に関する理解を図るとともに、保護者と協働で支援を行う体制を作ります。

(1) 保護者への理解推進

各学級担任や特別支援教育コーディネーター等が保護者との連絡調整の窓口の役割を担うこととなります。通常の学級の中で、教育上特別の支援を必要とする児童等に効果的な教育的支援を行うためには、対象となる児童等の保護者のみならず、全ての保護者に対し、特別支援教育の重要性や特別支援コーディネーターをはじめ校内の教育支援体制について理解を得ることが大切です。その上で、保護者に対し必要に応じて、自校における教育上特別の支援を必要とする児童等への支援内容等を説明し、理解を得ることも求められます。

校長は、学校だよりや教育相談等の機会を活用したり、PTA等の協力も得ながら、全ての保護者に対して特別支援教育の理解の推進を図ることが重要となります。

保護者への理解を図る上では、個人情報保護の観点から情報の管理を慎重に行い、本人や保護者の意向を確認しながら、誤解や学校への不信感が生じないように配慮することが重要です。

事例1：PTAの協力を得て、保護者の理解を促進する取組

A小学校では、校長が朝会の講話で「算数が得意なのに計算が苦手な子供」についての絵本の読み聞かせを行い、全校児童への発達障害への理解推進を図っています。

それを子供から聞いた保護者の一人が、PTA役員と相談し、「ぜひともPTAの研修会でも行ってほしい」と校長に申し出、校長は、PTA役員と相談の上、PTA年間活動計画の変更・調整を行い、保護者向け講演会が実現しました。

特に、発達障害のある児童を育てた経験のある保護者の話は、子供の障害の有無に関わらず共感する保護者が多くおり、特別支援教育を推進するにあたって、保護者たちからも、一人一人の児童の困難さを理解し、ともに支援していきたいという機運を高めることができました。

その講演会后、発達障害と診断されたBさんの保護者から、特別支援教育コーディネーターを通じて「我が子をクラスの皆さんによく知ってほしい」と申出があり、学級保護者会に、通級担当教員が参加して、「Bさんへの合理的配慮や周囲の人たちに理解・支援してほしいこと」、「Bさんへの合理的配慮を進めるために学級経営上配慮すること」などの話をする機会を持つことができました。

そうした一連の取組を通して、クラスの児童も保護者も、Bさんは、どんな支援が求められ、どこまで可能か、また、そうした配慮や支援があればより一層クラスの中で活躍できるのかを知ることができました。

その結果、クラスの児童全員に相手の気持ちに立って考えるという共感的な視点が育まれるとともに、発達障害に対する不安や誤解を解消することにつながりました。

（2）保護者との協働

保護者が不安に思ったことや気になったこと等を、各学級担任や特別支援教育コーディネーター等に率直に相談するに当たって、教員と保護者との信頼関係が重要になります。

そのためには、各学級担任と保護者との間で、日常的に情報を交換する機会を設け、学校や家庭での様子を共有する必要があります。また、学校における子供の状況について保護者に理解を深めるために、学校の様子を具体的に見てもらふ機会を設ける必要があります。

校長は、例えば、特別支援教育コーディネーターが参加する保護者会や個人面談、（保護者からの要望があった場合の）日常における授業参観等の機会を設けるなど、教員と保護者が協働して児童等を支える環境を整えていくことが大切です。

（3）個別の教育支援計画の作成と活用にあたって

個別の教育支援計画の作成にあたっては、保護者の参画が求められており、学校側と保護者側の教育的ニーズを整理しながら作成することが必要です。

また、個別の教育支援計画を作成したら、保護者とも協働して、子供への支援を行います。保護者から聞いた家庭での様子等を、必要に応じて、個別の教育支援計画に反映するとともに、進学先や就労先への引き継ぎに際しても、保護者が積極的に関わられるようにすることが大切です。

8. 専門家・専門機関との連携の推進

校長は、教育委員会が配置・設置する専門家等や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携を推進します。

（1）巡回相談員や専門家チームとの連携

校内委員会における実態把握の内容や支援内容について、教育委員会が配置した巡回相談員や教育委員会に設置される専門家チームに対して、適宜相談を行うことができます。

相談を行う際の窓口については、主として、特別支援教育コーディネーターが担うこととなります。

校長は、巡回相談員や専門家チームから適切な助言等を受けられるように、特別支援教育コーディネーターに具体的な指示を行い、連携が円滑に進むような支援を行うことが大切です。

（2）特別支援学校のセンター的機能の活用

各学校が、児童等の障害の状態や特性等に応じた専門的な支援を充実させるためには、特別支援学校のセンター的機能を活用し、必要な助言又は援助を受けることも有効です。

特別支援学校への要請を行う際は、各々の学校の校長が協議し、センター的機能の活用にあたっての全体的な方針を定めた上で、特別支援教育コーディネーターを窓口とした具体的な相談を行うことで、専門的な助言を得ることができます。

（3）教育，医療，保健，福祉，労働，その他の関係機関との連携

児童等の能力や可能性を最大限に伸ばしていくためには，一人一人の障害の状態やその程度等の専門的な判断，個々の障害の特性に基づく適切な支援が必要です。そのため，個別の支援に当たっては，教育，医療，保健，福祉，労働等の外部の専門家の導入や，これらの専門家との緊密な連携が求められます。

校長は，地域の教育，医療，保健，福祉，労働等の関係機関との連携方法について，特別支援教育コーディネーターを中心に整理しておくことが重要です。

なお，医療，福祉分野では，国立障害者リハビリテーションセンターにおいて，発達障害情報・支援センターや高次脳機能障害・情報支援センター等が開設され，各地域における相談窓口の情報が整理され，掲載されています。

（4）個別の教育支援計画等の作成と活用にあたって

個別の教育支援計画等の作成にあたっては，教育委員会が配置・設置する専門家等や教育，医療，保健，福祉，労働等の関係機関と連携するとともに，児童等への支援に際しては，個別の教育支援計画等を活用していくことが大切です^{1 2}。

^{1 2} 教育と福祉の連携を一層推進するため，学校と障害者通所支援を提供する事業所や障害児入所施設，居宅サービスを提供する事業所（以下「障害児通所支援事業所等」という。）が緊密な連携を図るとともに，学校等で作成する個別の教育支援計画及び個別の指導計画と障害児相談支援事業所で作成する障害児支援利用計画及び障害児通所支援事業所等で作成する個別支援計画が，個人情報に留意しつつ連携していくことが望ましいです。（平成24年4月18日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課，文部科学省初等中等教育局特別支援教育課連名事務連絡）

9. 進学等における適切な情報の引継ぎ

校長は、個別の教育支援計画等を活用し、教育上特別の支援を必要とする児童等の支援内容を進学先へ適切に引き継ぎます。

(1) 幼稚園¹³から小学校への適切な引継ぎ

幼稚園の園長は、小学校の校長と連携を図り、教育上特別の支援を必要とする幼児に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

引継ぎに当たって、保護者も含め、直接会って情報を引き継ぐことも有用です。

また、小学校の校長は、幼稚園から引き継いだ個別の教育支援計画等による情報を活用しつつ、学級編制、学級担任及び小学校における支援内容を決定することとなりますが、幼稚園と小学校では、教室環境及び支援方法等が大きく異なるため、慎重に行う必要があります。

なお、当然のことながら、幼稚園のみならず、保育所や認定こども園等を卒園した児童についても、支援内容の引継ぎは重要となるため、小学校の校長は、保育所等とも積極的な連携を図る必要があります。

事例2：幼稚園から小学校への引継ぎ

C市のD幼稚園は、園長のリーダーシップの下、学校経営計画において、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成しつつ、特別支援教育を進めることを盛り込み、教職員の共通理解を図りながら、幼稚園全体として特別支援教育を推進してきました。

C市では、かねてから行政区毎に幼稚園・保育所・小学校連絡協議会を組織し、定期的な交流を行う中で、保護者の同意のもと、入学予定の幼児の幼稚園・保育所から小学校への引継ぎを実施していましたが、教育上特別の支援を必要とする幼児に関する情報については、協議会による伝達だけでは限界があり、D幼稚園の園長としては園全体で共有した支援内容を就学先の小学校に引き継ぐには工夫が必要と考えました。

そこで、D幼稚園では、教育上特別の支援を必要とする幼児について、C市が行っている引継ぎに加えて、園が作成した個別の教育支援計画等の内容に基づいて引継ぎシートを用意し、年度末あるいは就学先の小学校の授業が開始する前の適切な時期に、幼児の特性と有効であった適切な指導や必要な支援の情報を、複数回、小学校の担当者に面会して、丁寧に説明する機会を設けています。

¹³ 幼稚園への入学までの過程において、保護者は、子供の成長や発達に様々な不安を抱えている場合があります。幼稚園の園長は、保護者から子供の家庭等での様子を聴いた上で、さらに医療、保健、福祉等の関係機関の相談状況・支援内容等についても把握していく必要があります。そして、教育上特別の支援を必要とする幼児については、個別の教育支援計画等を作成し、入園後も円滑に幼稚園生活を送っていけるようにすることが大切です。この際、医療、保健、福祉等の関係機関と連携し、障害児相談支援事業所で作成されている障害児支援利用計画や児童発達支援センター等の障害児通所支援施設支援で作成されている個別支援計画等がある場合には有効に活用するなど、支援に必要な情報を適切に引き継ぐ必要があります。

（2）小学校から中学校への適切な引継ぎ

小学校の校長は、中学校の校長と連携を図り、教育上特別の支援を必要とする児童に対する支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

また、指導要録の「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に、効果的と考えられる支援方法や配慮事項を記述することも考えられます。

なお、小学校から中学校に進学すると、教科担任制となったり、部活動が始まることなどにより、学習環境や生活環境が大きく変化するため、特に、学びにくさを感じている教科等の目標や内容について明確にした上で、教科担任にも確実に引き継ぐ必要があります。そのために、双方の校長は、関係教職員による互いの学校見学や、児童や保護者の中学校見学等の機会を設けるなど、積極的な連携を図ることが重要となります。

また、小学校から引き続き通級による指導を実施する場合にも、担当者相互の情報交換や引継ぎに加え、児童本人や保護者の教室見学や体験等を通じて、児童自身に進学先の通級による指導をよく理解させた上で実施することが大切です。

事例3：小学校から中学校への引継ぎ

E市のある中学校区では、中学校に対し、域内の小学校から児童に関する情報が確実に引き継がれるように、校長同士が連携して、小・中連携シートを考案し、活用しています。

小・中連携シートには、児童の実態、行動や様子（長所と支援が必要なところ等）、支援体制、今までに行った支援の工夫や配慮、連携している関係機関名等を記述します。

この小・中連携シートによって、通常の学級に在籍する特別の支援を必要とする児童の状況を事前に把握することで、教員の共通理解を図ることができ、早期からの支援が可能となり、不登校等の二次障害の未然防止につながりました。

この小・中連携シートは、後にE市全体で取り組むこととなり、引継ぎ後に、記載内容の妥当性や活用状況について、E市教育委員会が評価を行うこととなりました。

校長がリーダーシップを発揮して作成した小・中連携シートが、好事例として市全体に波及しました。

(3) 中学校から高等学校等への適切な引継ぎ

中学校から高等学校等への段階においても、個別の教育支援計画等を活用した引継ぎの重要性は、幼稚園から小学校及び小学校から中学校への段階と変わりませんが、入学者選抜があるため、これを踏まえて適切に引継ぎを行う必要があります。

中学校の校長は、特別支援教育コーディネーターや進路指導主事等とともに、生徒の障害の状態や支援内容等について、入学試験相談会前、入学者選抜前、入学前のそれぞれの時期に、どの情報を引き継ぐかを整理することが重要です。

高等学校等の校長は、生徒に障害があることが入学者選抜等において不利になるものではないことや、生徒の教育的ニーズに応じた合理的配慮の提供について検討する用意があることを、保護者、地域及び中学校に対して、積極的に周知する必要があります。

また、中学校から高等学校等への移行段階においても、学びにくさを感じている教科等の目標や内容について明確にした上で、学習指導上留意すべき点等についても引き継ぐ必要があります。

事例4：中学校から高等学校への引継ぎ

F高等学校では、教育上特別の支援が必要な生徒への支援体制、入学者選抜における配慮事項やその申出の方法について、ホームページ上で公開したり、学校説明会の際に中学生やその保護者に対して説明したりしています。

また、合格発表後には、保護者及び中学校宛てに「心配ごと」や「気になること」、「得意なこと」等の情報提供を求め、学校と家庭の連携を図っており、特に保護者には校内の相談体制について改めて説明しています。

さらに、配慮を要する生徒の情報を得るために、入学者説明会の時期に、高等学校側が中学校を直接訪問したり、地区を分けて中・高等学校の校長同士で主催する連絡協議会を実施したりしています。

次の例は、入学者選抜前に中学校から高等学校側へ相談があった例です。

Gさんは、中学生の時に自閉症と診断されました。

初めて訪れる場所で、かつ大勢の人がいる場合にパニックを起こすことがあります。

そこで、Gさんは、中学校の学級担任に相談した上で、事前に試験会場を下見することになりました。大教室で大勢が一斉に受験する試験会場であったことから、試験を受けることが困難であることが想定されたため、中学校と相談の上、入学者選抜に当たり、別室で受験を行うよう配慮を申出しました。

高等学校側は、Gさんの申出について配慮が可能かを検討した上で、別室で受験を認めることにしました。

試験当日、Gさんは、別室で落ち着いて試験に臨むことができ、普段どおりの実力が出せた結果、合格することができました。

入学後は、両校の特別支援教育コーディネーターが中心となり、個別の教育支援計画を活用し、支援内容等について引継ぎを行いました。

引き継いだ内容を踏まえ、高等学校の校内委員会において、Gさんへの配慮について確認し、全ての教職員が共有しました。このような取組によって、Gさんは不適応を起こすことなく充実した高校生活を送ることができました。

（４）特別支援学校との適切な引継ぎ

校長は、教育上特別の支援を必要とする児童等が、特別支援学校に転校や進学をする場合も、転校・進学先の校長と連携を図り、支援内容を記載した個別の教育支援計画等を、保護者の同意を得つつ、引き継ぎます。

同様に、教育上特別の支援を必要とする児童を特別支援学校から受け入れる場合においても、適切に支援内容を引き継ぐ必要があります。

（５）高等学校等から大学又は企業等の進路先への適切な引継ぎ

教育上特別の支援を必要とする生徒が、進学先や就職先でも適切な支援を受けながら、就学・就業することができるようにするためには、高等学校等は、大学又は企業等に対し、個別の教育支援計画等を活用するなどして、個々の生徒が必要とする支援に関する情報をしっかりと伝えることが効果的です。

大学等における障害のある学生に対する支援の取組については、年々充実してきており、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）のホームページ等において、障害学生修学支援情報が整理されて掲載されています。



校長は、進路指導主事、就労支援コーディネーター等とともに、大学や企業等において受けることができる支援等に関する情報を整理し、教員が進路指導を行うに当たり、これらの情報を適切に伝え、将来の自立と社会参加に向けた観点からの指導・助言を行いつつ、進路指導に取り組むことが重要です。

また、教育上特別の支援を必要とする生徒の就労については、特別支援学校高等部が蓄積してきた知見及び企業、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等の関係機関とのネットワークを活用することも有効です。

○特別支援教育コーディネーター用

1. 学校内の関係者や関係機関との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、学校内の関係者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連絡調整、保護者との関係づくりを推進します。

(1) 学校内の関係者との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、学校内における特別支援教育の推進役として、校内委員会の企画・運営を担い、協議を円滑にできるようにしていきます。

また、日頃から校内で教育上特別の支援を必要とする児童等の情報を収集し、必要に応じ、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等、学校内の専門スタッフとをつなげていく連絡調整役を担います。

(2) ケース会議の開催

校内委員会の判断により、教育上特別の支援を必要とする児童等の実態に対する支援内容等の決定に当たって、個別に、学級担任等関わりのある人たちでつくる少人数集団のチームによる会議（ケース会議）が必要となる場合があります。

特別支援教育コーディネーターは、ケース会議の計画を立てますが、ケース会議の開催に当たっては、必要に応じて保護者や外部の専門家等にも参画を求め、家庭や通級による指導等の場面における情報を収集できるよう、連絡調整を行うことが望まれます。

ケース会議では、児童等の状況の共有や、課題の明確化、今後の具体的な支援内容や方針の確認等を行います。

また、ケース会議の結果を校内委員会で報告し、全校の教職員間の共通理解を図ることが重要です。

(3) 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成

校内委員会で個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成する際には、校長の判断により、作成に関わる校内委員会の構成員の役割が決められますが、特別支援教育コーディネーターは、自身が担当する役割のみならず、各学級担任や校内委員会の構成員が担当する役割に対しても積極的に協力をしていくことが重要です。

とりわけ、児童等の支援を行うに当たって、学級担任以外の教員等と共通理解を図り、その協力を求めたり、関係機関と連携を行ったりするためには、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を各学級担任と連携して作成し、活用することが有効です。

そのため、特別支援教育コーディネーターは、あらかじめ、校内委員会において、学校内における個別の教育支援計画等の共通様式（フォーマット）等の作成や作成の行程を提示しておくことが重要です。

(4) 外部の関係機関との連絡調整

特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員や専門家チームとの連絡調整が必要になった場合の窓口となります。

また、特別支援学校（センター的機能）やその他の教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡調整も行います。

地域の教育、医療、保健、福祉、労働機関やそれらが提供している支援内容等について情報を収集・整理し、必要に応じて教員や保護者へ情報を伝えます。

(5) 保護者に対する相談窓口

各学校において、一般的に、保護者と主に連絡を行う教員は、児童等が在籍する学級の担任になると思われますが、教育上特別の支援を必要とする児童等の保護者からの相談については、特別支援教育コーディネーターが相談窓口の役割を担っているため、保護者から直接相談があることも考えられます。

その際は、児童等が在籍している学級の担任と連携を図りつつ、対応することが重要です。

特に、教育上特別の支援を必要とする児童等は、環境によって状態が異なることが多く、学校と家庭では様子が違っていることもあるため、児童等が在籍している学級の担任と保護者では、考え方が異なる場合もあります。

そのような時には、対象の児童等に関わる教員や支援に携わる専門スタッフが集まり、保護者とともに解決策を考えていくような話し合いの形態をとることも有効です。様々な場合を想定しながら、保護者の相談に対応していくことが特別支援教育コーディネーターの役割になります。

また、特別支援教育コーディネーターは、各学級担任とともに、児童等本人や保護者等から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けるなど、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割も果たします。

2. 各学級担任への支援

特別支援教育コーディネーターは、各学級担任からの相談に応じ、助言又は援助等の支援を行います。

(1) 各学級担任からの相談状況の整理

特別支援教育コーディネーターは、支援を要する各児童等について、各学級担任から相談を受け、児童等の情報を偏りなく多角的に聞き取り、各学級担任と一緒に、児童等を取り巻く状況の整理をしていきます。

その過程において、各学級担任自身がその学級の課題を解決していくに当たっての糸口を見つけることにもつながります。

(2) 各学級担任とともに行う児童等理解と学校内での教育支援体制の検討

特別支援教育コーディネーターは、児童等の実態把握を行い、各学級担任ができることを見極めながら助言をしていきます。各学級担任の児童等への理解を深めるために、その時点で推察される児童等の障害から生じる困難さの状況や行動等の背景・考え方、今後の対応への見通し等を説明することが大切です。

児童等が直接、特別支援教育コーディネーターに相談に来た場合は、丁寧に事情を聞き取り、相談内容を把握した上で、児童等を取り巻く状況を整理していきます。この際、必ず、各学級担任と連携を図ることが重要です。

児童等の実態把握ができたなら、それらに基づく支援について、各学級担任と相談する中で提案するとともに、必要に応じて校内委員会でも提案し、学校全体で共有します。

(3) 進級時の相談・協力

児童等が進級する際には、担任が替わることがあります。

児童等の多くが同じ学校内の進級になるため、これまでの学級で行われてきた支援内容に関する引継ぎ事項がある場合は、個別の教育支援計画等を活用しながら、次の進級先の各学級担任に、確実に伝えることが重要です。

その際に、新旧の各学級担任間で教育上特別の支援を必要とする児童等に対する指導方針が異なることのないよう、校長の指示の下、その調整を行うことも、特別支援教育コーディネーターの役割になります。

なお、進級先における支援内容についても、進級先の担任とともに、適宜、保護者に伝えていくことが重要です。

進学する場合や転校する場合など、進学・転校先の学校が異なる場合は、個別の教育支援計画等を活用しつつ、進学・転校先の特別支援教育コーディネーターと連携しながら、適切に支援内容等を引き継ぐ必要があります。

3. 巡回相談員や専門家チームとの連携

特別支援教育コーディネーターは、巡回相談員及び専門家チームとの連携¹⁴を図ります。連携に基づいて、個別の教育支援計画等や支援内容の改善につなげていきます。

(1) 巡回相談員との連携

年間を通じた巡回相談員の相談日、相談者の調整を行います。必要に応じて、巡回相談員の校内委員会への参加を求めることも必要です。

(2) 専門家チームとの連携

各学級担任、保護者等からの相談の状況を踏まえて、専門家チームへの依頼が必要な場合は、校内委員会に専門家チームの活用について提案を行います。

その後、校内委員会の構成員が分担し、収集した児童等の情報、校内委員会における実態把握・評価、個別の教育支援計画等、専門家チームに依頼する内容とその理由等をまとめた資料を作成します。

なお、専門家チームに依頼する際には、外部の者に情報を提供することになることから、個人情報の取扱いも含め、事前に保護者に十分な説明を行い、理解を得ることが大切です。

専門家チームからの意見や助言に基づき、個別の教育支援計画等や校内での支援等の改善につなげていきます。

4. 学校内の児童等の実態把握と情報収集の推進

特別支援教育コーディネーターは、学校内の児童等の実態を把握するための校内体制構築や、研修の実施を推進します。

各学校では、あらかじめ教育上特別の支援を必要とする児童等が明確になっているわけではないため、学校において早期支援が行える体制を構築することが重要です。

そのため、特別支援教育コーディネーターは、学習面、行動面で気になる児童等に通常の学級の担任をはじめとする教職員が気付いた場合や、児童等への指導について悩んでいる教職員がいる場合に、特別支援教育コーディネーターや校内委員会が把握できるような校内体制をつくるよう提案します。

また、特別支援教育コーディネーターは、校長と相談し、校内委員会において、全ての教職員を対象とした早期支援のための学校内の研修の計画や、学習面又は行動面において困難のある児童等に係る困難の状況の実態把握のための参考指標の使用等を提案します。(参考資料③「児童等の困難の状況の参考指標について〈平成24年文部科学省調査質問項目より〉」参照)

その後は、実際の学級経営や支援に役立っているか、教職員に確認しながら、今後の支援内容の改善に役立てます。

¹⁴ 特に、巡回相談員や専門家チームは専門用語を使うこともあるため、特別支援教育コーディネーターが学校内の教職員に伝える際には、分かりやすく説明する必要があります。

○通常の学級の担任・教科担任用

1. 気付きと理解

通常の学級の担任・教科担任は、自身の学級に教育上特別の支援を必要とする児童等がいることを常に想定し、学校組織を活用し、児童等のつまずきの早期発見に努めるとともに行動の背景を正しく理解するようにします。

(1) 通常の学級の担任・教科担任として身に付けたい力

第1部にもあるとおり、通常の学級には、学習上又は行動上の困難があり、教育上特別の支援を必要とする児童等が6.5%程度の割合で在籍していることが明らかになっています（平成24年文部科学省調査）。これらの児童等は、障害から生じる困難さが表面化しにくいこともあり、本人や保護者も障害として自覚しにくい場合があるため、児童等の表面化している問題の行動について、その原因が本人の怠けや努力不足、家族のしつけ不足によるものなどと誤解されることがあります。

また、平成25年の学校教育法施行令の改正によって、就学手続きの考え方が改められたことに伴い、障害のある児童等が通常の学級に在籍することが多くなっています。通常の学級の担任・教科担任についても、特別支援教育に関する研修の積極的な受講により、発達障害も含めた様々な障害に関する知識を深めるとともに、児童等のつまずきや困難な状況等の背景を正しく把握できるようになることで、適切な指導や必要な支援につなげていく力を身に付けることが期待されています。

(2) 早期の気付きと正しい理解

発達障害をはじめとする見えにくい障害については、通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童等のつまずきや困難な状況を早期に発見するため、児童等が示す様々なサイン¹⁵に気付くことや、そのサインを見逃さないことが大切です。

例えば、「文字をよく書き間違える」、「特定の事柄に注意が向き、私語が多くなったり気が散ったりしてしまう」、「机や鞆の中が整理できない」、「複数のことを同時にできない」、「友達とコミュニケーションが上手くいかない（一方的な話し方をする）」等、行動面で気付きやすいものから、「おとなしく座っているが教科書が同じページのまま動かない」、「特定の領域のテストで点数が取れない」など、学習面で気付きにくいものがあります。

さらに、他の児童等に比べて「頻度が多い、程度が重い、継続性がある」と感じた場合は、行動の記録を蓄積することが、背景を探る手がかりとなります。

行動の記録は、「いつ」「どこで」「どのような時」「どんな問題が起こるか」、あるいは「上手くいっているときはどんな時か」を観察することから始まります。

¹⁵ 本ガイドラインの参考資料③としても掲載している平成24年文部科学省調査質問項目にも、気付きのサインや実態把握の観点が掲載されています。児童等を観察する際の参考指標となるため、確認しておくことで早期の発見につながります。

学級担任や教科担任として支援が必要な児童等の
サインに気付くための場面や機会の例

- (ア) 児童生徒の困っている状況からの気付きと理解（担任の学習や生活場面で子どもが困っている状況からの気付きです。）
- ・教科書を読む時に、行をとばしたり、単語を言い換えたりして読んでしまいます。
 - ・ノートを書く時に、他の子に比べてとても時間がかかっています。
- (イ) 指導上の困難からの気付きと理解（担任の指導上困っている場面や状況からの気付きです。）
- ・順番が待てずに、他の人の学習をじゃましてしまいます。
 - ・授業中、たびたび座席を離れて立ち歩いてしまいます。
- (ウ) 保護者相談での気付きと理解（担任の家庭訪問や教育相談における保護者からの情報による気付きです。）
- ・次々と物を出してしまい、部屋中散らかりっぱなしで片付けができません。
 - ・翌日の学習の準備ができません。何でもカバンにつめこんでしまいます。

国立特別支援教育総合研究所ホームページ
「障害のある子どもの教育の広場」から

（3）学校内での教育支援体制

児童等に、障害の可能性が考えられる場合は、通常の学級の担任・教科担任は、決して一人で抱え込まないことが大切です。児童等の行動等の背景にある障害の特性について正しく理解し、教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援につなげていくために、特別支援教育コーディネーターやスクールカウンセラー等に相談してください。その後、必要に応じて、対象の児童等の対応について校内委員会やケース会議で検討し、組織的な支援を得られるようにしていくことが大切です。

2. 個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成¹⁶と活用・管理

通常の学級の担任は、特別支援教育コーディネーターと連携して、教育上特別の支援を必要とする児童等の個別の教育支援計画及び個別の指導計画作成の中心を担い、適切な指導や必要な支援に生かします。

(1) 個別の教育支援計画の作成とそのねらい

教育上特別の支援を必要とする児童等については、学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療・保健・福祉・労働等の関係機関と連携し、様々な側面からの取組を示した個別の教育支援計画を作成・活用しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

また、特別な支援を必要とする子供に対して提供されている「合理的配慮」の内容については、「個別の教育支援計画」に明記し、引き継ぐことが重要です。

通常の学級の担任は、校長の指示の下、特別支援教育コーディネーターと連携し、関係機関と連携を図りながら、児童等に対する具体的な支援内容等を記入していきます。

(2) 個別の指導計画の作成とそのねらい

教育上特別の支援を必要とする児童等の適切な指導及び必要な支援に当たっては、個別の教育支援計画における一人一人の教育的ニーズや支援内容等を踏まえ、当該児童等に関わる教職員が協力して、各教科等における指導の目標や内容、配慮事項等を示した個別の指導計画を作成しつつ、必要な支援を行うことが有効です。

作成は通常の学級の担任が中心となって行うこととなりますが、学校と家庭が一貫した支援を行えるよう、個別の指導計画に記載された指導・支援内容等について、保護者と共有することで、支援の効果を高めることが期待されます。

また、個別の指導計画に記された学校全体に関わる課題や具体的な支援については、全ての教職員で共有できるよう努めます。

(3) 各計画の見直し

個別の教育支援計画や個別の指導計画はあくまで児童等の教育的ニーズに対する支援や指導に関する関係機関との連携のためのツールであり、作成すること自体が目的ではありません。

計画と実施、評価、改善を繰り返すことが最も重要です。

支援の実施状況については、校内委員会において、定期的に見直しを図り、変更があった場合は随時加筆、修正を行うことが大切です。

その際は、記録を基に目標の達成状況につながった支援内容及び妥当性等について検証を行い、各機関における具体的な支援内容の改善策を検討します。

¹⁶ 次期学習指導要領において、通級による指導を受ける児童等及び特別支援学級に在籍する児童等に対する指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとされています。

(4) 各計画の管理

上記のとおり、個別の教育支援計画は、関係機関と共有したり、進学先の学校へ引き継いだりすることでその目的を果たすことができます。

一方で、その内容には多くの個人情報を含むため、本人や保護者の同意なく、第三者に提供することはできません。このため、計画を作成する際に、本人や保護者に対し、その趣旨や目的をしっかりと説明して理解を得、第三者に引き継ぐ旨についてあらかじめ同意を得ておくことが必要です。また、あらかじめ同意を得ているとしても、実際に第三者に提供する際には、本人や保護者とともに引き継ぐ内容を確認することで、互いの考えや思いを共有することができ、よりよい引継ぎができます。

同様に、個別の指導計画を第三者に提供する際にも、個人情報の保護に配慮する必要があります。

通常の学級の担任は、学校内における個別の教育支援計画及び個別の指導計画の作成者として、学校内におけるこれらの計画に記載された個人情報が漏洩したり、滅失したりすることのないよう、適切な保存・管理を行った上で、必要な支援内容等を進学先等に確実に引き継ぐことが重要です。

(5) 進級及び進学時における教員、校種間の引継ぎ

進級時や進学時には、保護者の同意を得ながら、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用し、次に受けもつ教員や進学先の学校に、具体的な支援内容等を丁寧に引き継ぐことが望まれます。

引き継ぐ側は、年度末に、個別の教育支援計画や個別の指導計画に示された支援目標や指導目標の達成状況等について評価し、見直しておくことが重要です。

引継ぎの際は、十分な時間を確保し、児童等の様子や支援の仕方を具体的に説明できるようにします。

3. 通常の学級の担任・教科担任による支援，指導の実際

通常の学級において，教育上特別の支援を必要とする児童等に対して適切な指導や必要な支援をするとともに，温かい学級経営及び分かりやすい授業を心がけます。

(1) 特別支援教育の視点を生かした温かい学級経営

通常の学級に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童等に対して，適切な指導や必要な支援を行うためには，基盤となる環境や人間関係を整える必要があります。

特に支援が必要な児童等も含めた学級全員が，互いの良さを認め合い，大切にしている温かい学級経営を心がけることが重要です。

そのためには，障害への偏見や差別を解消する教育（障害者理解教育）を推進することを通して，児童等が様々な多様性を受け入れる心情や態度を育むように工夫することが重要であり，教員自身が，支援の必要な児童等への関わり方の見本を示しながら，周囲の児童等の理解を促していくことが大切です。

集団指導において，一人一人の障害等の特性に応じた適切な指導や必要な支援を行う際は，学級内の全ての児童等に「特別な支援の必要性」の理解を進め，互いの特徴を認め合い，支え合う関係を築きつつ行うことが重要です。

事例1：小学校における特別支援教育の視点を生かした温かい学級経営の事例

Aさんは，ADHDとの診断があり，友達に対して自分の思いや意見を直接的な表現で伝えたり，相手の気持ちを傷つけてしまう言動をしたりすることがあります。

Aさんの学級の担任は，新年度になって，学級をスタートするに当たり，Aさんも含め全ての児童が，学級の大切な仲間として共に成長できる学級にすることを宣言し，次のような取組を行いました。

① Aさんとのより良い関わり方を率先垂範

帰りの会に友達の良さを探して発表する機会を設け，Aさんの思いやりのある言動や当番を丁寧に最後までやり遂げられた様子を，学級の担任自らが伝えました。

② Aさんの気持ちの代弁

Aさんが友達と言い争いになった際は，周囲の児童の気持ちをしっかりと聞きながら，Aさんは友達と関わりたい気持ちとその気持ちを上手く伝えられないことにより，Aさん自身も困っている状態であることを周囲の児童にも丁寧に伝えました。

③ 規範意識を高める指導の徹底

学級の児童の心ない言動に気付いたら，即座に毅然とした態度で指導し，お互いの人格を大切にすることのできるよう，学級内の規律の確保に努めました。

このように，通常の学級の担任がAさんも含めて学級の児童の気持ちに寄り添う姿勢を繰り返すことで，学級内に支持的な雰囲気が生まれました。

この雰囲気は，どの児童も安心して自分の力を存分に発揮できる温かい学級の基盤となりました。

(2) 全ての児童等にとって分かりやすい授業

授業は、全ての児童等にとって、分かる、できる、楽しい授業であることが求められます。

特別支援教育の視点を生かした授業を創意工夫することで、教育上特別の支援を必要とする児童等だけでなく、全ての児童等にとって「分かる、できる、楽しい授業」になります。例えば、言葉だけを使った授業よりも、次のような授業スタイルが全ての児童等に有効です。

- 授業のねらいと内容を明確にした上で、めあてや学習の流れ等を板書その他の方法で視覚化する。
- 授業の開始、終了時刻を事前に伝える。
- 発表のルールを明示するなど、話し方や聴き方を提示する。
- 教室内の座席配置や設営を工夫する。

また、教育上特別の支援を必要とする児童等に行う個別の支援について、周囲の児童等に説明を行う際は、困難さや苦手さについて理解を求めるのみでなく、その児童等の良さや頑張り等の良い面を積極的に伝えることが大切です。

個別の支援方法や、個々の障害毎の具体的な支援内容については、文部科学省が作成した「教育支援資料」等にも記載がありますので、そちらを活用してください。

教育支援資料 文部科学省

検索


事例2：高等学校における全ての生徒に分かりやすい授業，教科指導の取組

高校生になると、授業内容の理解が学習への参加態度にも顕著に現れます。

分からないところが分からないため学習に取り組めない、指名されると「分かりません」と即答する、間違いはすぐに消し、正解のみを書き写すなどの様子が見られる生徒もいます。基礎的な学習が身に付いていないという認識は生徒自身にもありますが、高校生としての自尊心に十分に配慮して指導する必要があります。

ある高校では、授業の中で義務教育段階の内容を振り返る学習の工夫をしたり、また、読み書きが苦手な生徒や注意力が足りない生徒等、個々の生徒の実態に即した丁寧な対応を心がけつつ、

具体的に、

- 解答の正誤よりも、解答を導くまでの考え方に時間をかけて説明する
- 質問に対する答えが分からないのか、質問の意味が分からないのかを確認する
- 隣の人と相談するなど、生徒同士の学び合いの機会を設ける
- 短い時間で取り組めるよう作業量を調整し、見通しを持たせる
- 途中まででもできているところを認める

などの取組をチーム・ティーチングによる指導で学級全体に展開することにより、生徒の学習への参加意欲を高めていきます。

4. 通常の学級の担任・教科担任を支える仕組み

通常の学級の担任・教科担任は、教育上特別の支援を必要とする児童等への適切な指導や必要な支援を行うために、校内外の様々な人材や組織を活用します。

(1) ケース会議の開催と校内委員会

ケース会議は、校内委員会とは異なり、関わりのある人たちで柔軟に少人数によるチームを作り、児童等の支援内容について検討する会議です。

ケース会議の計画は、特別支援教育コーディネーターが立てますが、必要に応じて保護者等にも参画を求めることとなるため、家庭等における情報の収集に当たっては、普段、最も連絡を取り合う通常の学級の担任が中心となって動くことが重要です。

その上で、特別支援教育コーディネーターと連携しつつ、児童等の状況報告、児童等の現状と課題の明確化、これからの具体的な支援内容や方針の確認等を行っていく必要があります。

(2) 学校内の人材を活用した支援

通常の学級の中には、発達障害を含む様々な障害や、その程度の異なる児童等が在籍しています。

児童等への特別な支援等が求められた場合、学校は専門スタッフを配置し、チームとして教育活動を提供していく体制を整えます。その際、特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会において校内の人材や専門的な支援が可能な関係機関を洗い出します。校種や学校の状況によって違いはありますが、通常の学級の担任・教科担任として、通級担当教員、特別支援学級担任及び養護教諭並びにスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等との連携を図ります。

また、個別の教育支援計画等を活用し、それぞれの役割を明確にして、児童等の実態把握や支援内容、役割分担について共通理解を図ります。

事例3：中学校における学校内の人材を活用した支援

通常の学級に在籍しているBさんは、自分の思いが通じないときに、教科書を投げたり、授業中に教室を飛び出したりすることが頻繁にありました。

担任は、Bさんの行動を発達障害の特性と捉え、特別支援教育コーディネーターと相談し、担任が中心となって行動記録を取り、ケース会議で支援内容を検討しました。

その際、スクールカウンセラーから、問題となる行動の背景には、発達障害のみでなく、中学校に入り、特に周囲が理解してくれないことに対する不満が表れている可能性があるとの指摘がありました。

そして、全教職員が「何をすれば良いかを具体的に指示を出す」「困難時には、保健室への移動の促しと本人の申出の受け入れ」等の支援を行うことと、担任が「日常的に寄り添い適切な行動の提示」「上手くいく方法の本人・周囲への確認」「学級生徒への理解啓発」等の支援を行うことが有効であると助言を受けました。

特別支援学級担任からは、「授業の流れを事前に説明をする」、「本人なりの目標を明確にする」、「不適切な言動があれば言葉かけをする」等の授業における具体的な配慮の提案がなされました。

こうして、全ての教職員がどのようなときに何をすれば良いかが明確となり、適切な支援を行うことができました。

また、通常の学級の担任はスクールカウンセラーとともに、保護者に対して、学校におけるBさんの支援内容に関する説明を行い、保護者の理解も進めました。

これらにより学校・家庭が協働して支援することができ、Bさんの行動上の問題は減少し、良好な学校生活を送れるようになりました。

(3) 学校外の関係機関等と連携した支援

通常の学級には、日常的に医療機関や福祉機関等の外部専門家を必要とする児童等がいる場合があります。例えば、医療的ケアが必要な児童等で、学校に配置された看護師等が、日常的に支援を行っている場合です。他にも専門的な支援が必要となる場合は、巡回相談員や専門家チーム、近隣の特別支援学校や関係する医療機関、福祉機関等の外部の専門家の力を活用して支援に当たることが重要です。

このように、校内における教育支援体制を支えるための様々な体制が学校外にも存在することを、通常の学級の担任・教科担任は認識しておく必要があります。

具体的な連絡・調整は、特別支援教育コーディネーターが中心となっていくこととなりますが、通常の学級の担任・教科担任は、児童等の状況を踏まえて、適宜、特別支援教育コーディネーターに、学校外の関係機関等との連携を求めていくことが重要です。

事例4：高等学校における学校外の関係機関等と連携した支援

Cさんは高校1年生で、自閉症の診断を受けています。Cさんは、時に、周りの人が困惑するようなことを配慮しないで言うてしまうことがあります。

入学当初、校内委員会では、中学校から引き継いだ情報も活用し、Cさんの障害の特性の理解や課題を共有しつつ、Cさんの担任だけでなく学校全体で指導に当たることが確認されました。

1学期は大きな混乱はなかったものの、2学期になると、家庭環境の急激な変化もあり、教員や物に当たるなどの行動が目立つようになってきました。

そのため、Cさんの件での相談が周囲の生徒からCさんの担任や養護教諭に寄せられることが増えてきました。

その情報を特別支援教育コーディネーターが集約し、校内委員会で対応について検討したところ、特別支援学校のセンター的機能（巡回相談）を活用して、もう一度Cさんへの対応を見直すこととなりました。

特別支援学校教諭の助言により、改めてCさんの障害の特性を正しく理解した上で、問題となる行動が生じている際の直前の状況等を分析し、行動を生起させた要因を推察しました。そのことが、短期的な目標設定と修正を繰り返し行うことが大切なこと、他の子とは「違う」からと遠慮した対応がかえって自尊心を傷つけてしまっていたことを反省するきっかけとなりました。

その後、担任は、課題の提出が遅れているときに、朝の段階で「今日は放課後15分残ります。●●の課題をします。」と短く簡潔に声をかけるなど、Cさん自身が見通しを持てるように支援しました。やがて、本人の授業に臨む姿勢に積極性が見られ、人や物に当たる行為が、徐々に減ってきました。

特別支援学校教諭から、「いつでも相談に乗ります。遠慮なく連絡してください。」と言われたことで、Cさんの他にも、気になる生徒がいた場合に、校内で抱え込まずすぐに相談し、必要な支援などを検討できる校内体制が構築され、学校全体の雰囲気も良くなりました。

5. 保護者との協働

通常の学級の担任は、保護者が児童等の教育に対する第一義的に責任を有する者であることを意識し、保護者と協働して、支援を行います。

(1) 保護者との信頼関係の構築

教育上特別の支援が必要な児童等に、保護者と信頼関係を築き、協働で支援することは、教育的な効果の高まりにつながります。

通常の学級の担任は、学級に教育上特別の支援を必要とする児童等がいることに気付いた場合、保護者との情報共有を行うことが重要です。

保護者は、児童等の困難さやつまずきへの気付き方や障害に対する理解・考え方が一人一人異なりますので、保護者の思いや考え方を考慮する必要があります。

その上で、教育上特別の支援を必要とする児童等の学校での状況や、取組、変容等を丁寧に、誠意をもって伝えていきます。

そして、児童等の成長を中心に伝えながら、更なる成長につながる支援について、家庭での様子も参考にしつつ、保護者とともに今後の対応を考え、学校と家庭が同じ目標で取り組めるようにしていきます。

目標や支援内容を伝える際は、特別支援教育コーディネーターと事前に相談、確認することが大切です。

(2) 個別の教育支援計画等の保護者との共有

保護者との情報交換や話し合いで確認された支援内容等に関しては、保護者の同意を得つつ、個別の教育支援計画等に整理して記載していくことが重要です。

また保護者と毎日話し合いができるとは限らないため、個別の教育支援計画等を保護者とも共有しておくことが望まれます。

(3) 保護者を含むチームでの話し合い

通常の学級の担任と保護者だけで情報交換を行っても、課題の解決への支援内容が見つけにくいこともあります。

そのような場合は、課題の解決に向けた様々な方法がいち早く検討されるように、特別支援教育コーディネーターをはじめとする校内の他の教職員、校外の専門家等にも相談し、保護者と共にケース会議を開催することが考えられます。

通常の学級の担任、保護者及び特別支援教育コーディネーター等がチームとして連携・協働する体制が整うことで、個別の教育支援計画等の共有が図られます。

また、通常の学級の担任は、特別支援教育コーディネーターとともに、児童等本人や保護者等から、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けるなど、合理的配慮の提供に当たっての相談窓口としての役割も果たします。

(4) 周囲の児童等とその保護者への理解啓発

教育上特別の支援を行うと、周囲の児童等やその保護者から疑問の声が上がることもあります。

そのため、教育上特別の支援の必要性について、学級全ての児童等に十分な理解を深めておくことが最も重要であり、同時に、周囲の児童等の保護者に対しても、特別な支援の必要性を説明しておくことが大切です。

保護者等に説明する内容としては、「(通常の学級においても)特別支援教育が必要である旨の一般的な説明」と「在籍する児童等に行う支援内容についての具体的な説明」が考えられますが、後者については、事前に支援等を必要とする児童等の保護者の意向を確認の上、児童等の個人情報の保護に特に留意する必要があります。

事例5：幼稚園における特別支援教育の必要性の説明に関する取組

落ち着きがなくじっとしてられない、順番が守れない、集団遊びやグループ活動に参加できない、初めてのことに不安が強い、身体や指先の動きがぎこちない等、幼稚園等において保育者が子供の発達上の問題に気づくことがあります。しかし、早期であるほど障害があると断定することは難しく、適切な判断が難しければ、保護者への伝え方にも悩みます。年少であるほど、保護者にとっては障害に対する理解や考え方(受けとめ方)が異なる時期でもあります。

ある幼稚園では、心理士や保健師等の巡回相談を活用し、幼稚園の担任教員が保育的な観点から助言を受けたり、保護者と共に参加する学習会を行ったりしています。

学習会のテーマは、障害についてではなく、発達段階による幼児の成長や、幼児により違う苦手なことの捉え方、幼稚園と家庭でどのように協力して支援をしていけば良いかなど、幼児との関わり方を学び幼児との良好な関係を育むための支援、幼児の発達を促すための支援という視点から、特別支援教育に関する保護者の気づきと理解を促しています。

事例6：在籍する児童等に行う具体的な特別支援の内容の説明

自閉症のあるDさんは、その特性からクラスになじめずにいました。

そこで学級の担任の教員が、保護者とよく話し合い、学級の担任と共に保護者自らが、息子の苦手さや行動の特徴をクラスの周囲の児童等に説明してもらう機会を設けました。Dさんの日常的な困難さ、人の気持ちを推し量ることが苦手なこと、気持ちの切り替えが難しいこと、物事を表面的に捉えがちなことなどを家庭における状況と合わせて実際の例を示して説明してもらうことにより、クラスの周囲の児童等の理解が進み、接し方が寛大になりました。

また、学習障害のあるEさんの保護者は、担任に対して、保護者会で、Eさんの状況について、通級担当教員に説明を行って欲しいと求めました。

事前に十分な打ち合わせをして、どのような言葉を使って特性を説明するか、どのような言い方で理解を求めるかを相談しました。

初めは、その保護者は「障害」という言葉を使うことに抵抗を示しましたが、「障害」という言葉を使わずにその特性を説明しても、結果的に婉曲的な表現になり、正しい理解から遠く結果を招くのではないかとということが予想できました。

そこで、Eさんの担任は、保護者と相談して、「学習障害」の特性を説明した上で、説明の目的を、「周囲の児童等やその保護者が、Eさん自身の困難さを理解しようとする気持ちを持てるようにすること」にしました。その結果、少しずつ温かい気持ちで接する児童等が増えてきました。

6. 交流及び共同学習の推進

通常の学級の担任は、障害のある児童等と障害のない児童等との交流及び共同学習を積極的に検討します。

小・中学校の学習指導要領において、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、障害のある児童等と障害のない児童等との交流及び共同学習が求められています。

特別支援学級が設置されている学校は、交流及び共同学習を実施する機会を設定しやすい環境が整っているという利点があります。

通常の学級の担任は、特別支援学級担任とも連携して、校内委員会等において、教育課程に基づいて、交流及び共同学習の具体的実施計画について積極的に提案等を行っていきます。

その際には、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習の目標を共有し、確認するために、各学級の担任間で密に情報交換を行うとともに、双方にどのような教育的効果があるのかを明らかにした上で臨むことが重要です。

特別支援学級がない学校においても、近隣の特別支援学校や障害者施設等と協力することにより、各学校等や障害のある児童等一人一人の実態に応じた様々な配慮を行いつつ、組織的に計画的、継続的な交流及び共同学習を実施することが大切です。

○通級担当教員, 特別支援学級担任及び養護教諭用

1. 通級担当教員の役割

通級担当教員は, 校内の教育支援体制の整備に当たって, 専門的な見地から助言¹⁷を行います。

(1) 通級による指導を受ける必要のある児童等を早期に発見

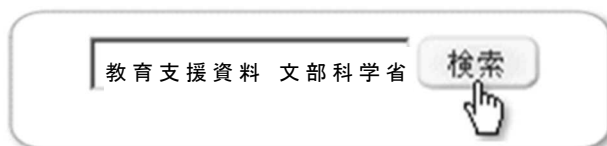
通級担当教員は, 通級による指導を受けている児童等に対する指導の実施のみならず, 校内委員会に参加したり, 通常の学級を巡回したりして, 通級による指導を受ける必要のある児童等に対して, 早期からの支援につなげる役割があります。

(2) 通級による指導における児童等への指導

通級による指導は, 特別支援学校の学習指導要領に規定する自立活動の目標や内容を参考として実施することとなります。

そのため, 通級担当教員は, 小・中学校の学習指導要領を理解しておくとともに, 特別支援学校の学習指導要領の自立活動の目標・内容についても理解しておく必要があります。自立活動の実態把握から目標・内容の設定の考え方や手続きについては, 特別支援学校学習指導要領解説の自立活動編に記載がありますので, 必ず把握しておくようにしてください。

個々の障害の状態に応じた具体的な指導方法については, 文部科学省が作成した「教育支援資料」等にも記載がありますので, そちらを活用してください。



指導に当たっては, 児童等が在籍する通常の学級の担任と随時, 学習の進捗状況等について情報交換を行うとともに, 児童等に対して作成される個別の指導計画に, 通級による指導における指導内容等も記載して, ひいては通級による指導における効果が, 通常の学級においても波及することを目指します。

¹⁷ 助言に当たっては, なるべく専門用語を使用しないで, 分かりやすい具体的な言葉で説明するように留意します。

(3) 通常の学級の担任と連携した児童等への支援

通級担当教員は、通常の学級の担任に対して、特別支援教育に関する助言を行うとともに、通常の学級の集団指導の場面において、直接、児童等を支援する場合があります。

その際は、支援する児童等へ個別に関わり過ぎることで、当該児童等が逆に周囲からの孤立感等が生まれないように、十分配慮する必要があります。

通常の学級の担任から困難を抱えた児童等の状態についての指導方法等について相談されたときは、専門的な観点から分かりやすく説明していくことが望まれます。

また、通常の学級の担任が児童等の保護者と連携して支援を検討する際は、補助的な立場から通常の学級の担任への助言を行うとともに、通常の学級の担任や保護者からの求めに応じ、特別支援教育コーディネーターと連携して、専門機関の情報を提供します。

(4) 特別支援教育コーディネーターとの連携

通級担当教員は、校内の特別支援教育コーディネーターと、定期的な情報交換を行い、校内における教育支援体制の状況把握に努めます。

共に通常の学級の担任をサポートする立場にありますので、常に気軽に相談し、協力し合う関係を作っておくことが大切です。

また、通級担当教員は、学校内の支援等を効果的に行うため、特別支援教育コーディネーターとの役割分担を明確にします。

また、他校通級や巡回指導において、他校の児童等を指導している場合は、その学校の特別支援教育コーディネーターとの連携を図ることも必要です。

(5) 校内委員会への協力

通級担当教員は、専門的な知識を有する者として、校内委員会の構成員となります。

特に、通級による指導を受けている児童等の個別の教育支援計画等を作成する際には、積極的に話し合いに参加して、指導・支援の際の役割分担などについて、担当者として提案することが望まれます。

また、他校の児童等を指導している場合は、その学校の校内委員会に協力することも望まれます。

2. 特別支援学級担任の役割

特別支援学級担任は、校内の教育支援体制の整備に当たって、担当する障害種に関する教育について最も知識のある専門家として助言¹⁸を行います。

(1) 校内における担当する障害種に関する教育についての専門家としての役割

小・中学校の特別支援学級担任は、校内において担当する障害種に関する教育について最も知識のある専門家となり、通常の学級の担任のみならず、特別支援教育コーディネーターや通級担当教員からの障害の理解等に関する相談を受ける場合があります。

また、通常の学級の担任等の求めに応じて、専門的な見地から具体的な支援の方法等を助言することも重要な役割です。

(2) 特別支援学級における児童等への指導

特別支援学級に在籍する児童等への指導は、基本的には、小・中学校の学習指導要領に基づき教育が行われますが、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導を行う際には、児童等の実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考にして教育課程が編成され、それに基づき指導していくこととなります。

そのため、特別支援学校の学習指導要領の内容を理解して指導に生かすことが大切です。

例えば、自閉症の児童等で、知的発達に遅れが見られる場合は、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に示す自立活動を取り入れるほか、各教科の目標や内容を下学年の教科の目標や内容に替えたり、各教科を知的障害者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の各教科に変えたりするなど、実態に応じた指導を行うこととなります。

また、特別支援学級担任としての専門性を身に付けるために、特別支援学校教諭免許状を積極的に取得していくことが望まれます。

個々の障害の状態に応じた具体的な指導方法については、文部科学省が作成した「教育支援資料」等にも記載がありますので、そちらを活用してください。

教育支援資料 文部科学省

検索



(3) 交流及び共同学習の推進

小・中学校の学習指導要領において、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し合える共生社会の実現を目指し、障害のある児童等と障害のない児童等との交流及び共同学習が求められています。

特別支援学級が設置されている学校は、交流及び共同学習を実施する機会を設定しやすい環境が整っているという利点があります。

¹⁸ 助言に当たっては、なるべく専門用語を使用しないで、分かりやすい具体的な言葉で説明するように留意します。

特別支援学級担任は、通常の学級の担任・教科担任とも連携して、校内委員会等において、教育課程に基づいて、交流及び共同学習の具体的実施計画について積極的に提案等を行っていきます。

その際には、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習の目標を共有し、確認するために、通常の学級の担任・教科担任との間で密に情報交換を行うとともに、双方にどのような教育的効果があるのかを明らかにした上で臨むことが重要です。

(4) 特別支援教育コーディネーターとの連携

特別支援学級担任は、学校内の特別支援教育コーディネーターと定期的な情報交換を行い、校内における教育支援体制の状態の把握に努めます。

特に、特別支援学級担任は、小・中学校における担当する障害種についての一番の専門家であるため、特別支援教育コーディネーターから、様々な相談を受けることが想定されます。その際、障害理解や支援内容等を具体的に分かりやすく説明することが大切です。

特別支援学級担任は、特別支援教育コーディネーターが、特別支援教育についてより一層の専門性を身に付けられるように、積極的にサポートする必要があります。

(5) 校内委員会への協力

特別支援学級担任は、専門的な知識を有する者として、校内委員会の構成員となります。

特に、校内委員会において、特別支援学級に在籍する児童等に対して作成している個別の教育支援計画等の作成のポイントや意義を伝えていくことが重要です。

通常の学級に在籍する児童等の個別の教育支援計画等の作成を、より一層推進するためには、このような活動が重要です。

3. 養護教諭の役割

養護教諭は、各学校の特別支援教育の校内体制の中で、児童等の心身の健康問題を把握し、児童等への指導及び保護者への助言を行うなど、重要な役割を担います。

(1) 児童等の健康相談活動等を行う専門家としての役割

養護教諭は、日々の健康観察や保健調査及び健康診断結果等から一人一人の健康状態を把握しています。また、児童等が保健室に来室した際の何気ない会話や悩み相談等から、児童等を取り巻く日々の生活状況、他の児童等との関わり等に関する情報を得やすい立場にあります。

養護教諭は、障害のある児童等に対しては、特別支援教育を念頭に置き、個別に話を聞ける状況を活用しつつ、児童等に寄り添った対応や支援を行うことが重要になります。

また、児童等から収集した情報については、必要に応じて各学級の担任や他の関係する教職員と共有することが大切です。

(2) 特別支援教育コーディネーターとの連携と校内委員会への協力

養護教諭は、職務の特質から、児童等の心身の健康問題を発見しやすい立場にあります。また、校内での学年等の枠や校種間を超えて、情報を収集することもできます。情報収集に当たっては、特別支援教育コーディネーターと事前に協議し、校内での効果的な情報の共有を図ることを心掛けます。定期的な相談や情報交換を行う体制づくりが大切です。

これらのことから、校内委員会の構成員になることが望ましいといえます。

(3) 教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導の実施

養護教諭は、教育上特別の支援を必要とする児童等に配慮した健康診断及び保健指導を実施する必要があります。

健康診断における困難さとして、例えば、LD（学習障害）があり、ランドルト環方式の視力検査が苦手だったり、ADHD（注意欠陥多動性障害）があり、聴力検査や心電図検査が円滑にできなかつたりすることが挙げられます。

こうした児童等が在籍する場合は、あらかじめ校内委員会等において、健康診断及び保健指導の計画の立案等を積極的にを行い、方針を決めた上で、事前に保護者と相談を行いつつ、健康診断を実施することが重要です。

健康診断と保健指導をきっかけに、保護者との連携を深めることもできます。

(4) 学校医への相談及び医療機関との連携

養護教諭は、児童等の心身の健康問題を把握し、医療機関への受診の必要性等について、学校医に相談を行います。

また、必要に応じて学校医に対して、授業や休み時間等に児童等の様子を共に観察することを提案するなど、児童等の日常的な様子や実態を把握する働き掛けを行うことも考えられます。

なお、医療的ケアが必要な児童等に対する支援に当たって、特別支援教育コーディネーターが医療機関等の専門家と連携を図る必要がある場合には、積極的に協力することが望ましいと考えられます。

第4部 專門家用

○巡回相談員用

1. 巡回相談員の役割

各学校を巡回し、教員に対して教育上特別の支援を必要とする児童等に対する支援内容・方法に関する支援・助言を行うことを目的として、教育委員会・学校等に配置された専門的知識を有する指導主事・教員等を巡回相談員といいます。

巡回相談員の役割としては、次のようなことが求められます。

- ・対象となる児童等や学校の教育的ニーズの把握と支援内容・方法に関する助言
- ・校内における教育支援体制作りへの助言
- ・個別の教育支援計画等の作成への助言や協力
- ・専門家チームと学校の連携の補助
- ・校内での実態把握の実施への助言 等

なお、各学校に在籍する児童等に対する教育的支援については、あくまで各学校が主体となって行うものであることを前提にしつつ、支援・助言を行うことが大切です。

また、学校に対して適切な助言を行うためには、専門家チームとの連携が重要であり、学校内の窓口である特別支援教育コーディネーターとの連携を深めることが大切です。

2. 学校への支援

(1) 対象となる児童等や学校のニーズの把握

巡回相談員は、校内委員会における実態把握により、教育上特別の支援を必要とする児童等について、学校関係者との情報交換を通じて、障害の状態や教育的ニーズ、学校のニーズ等を把握する必要があります。ときには、保護者等との面談、授業場面の観察、授業以外の活動場面の観察等を行ってこれらを把握します。

(2) 校内委員会への支援

巡回相談員は、対象となった児童等への教育的支援が継続して行われるよう、校内における教育支援体制の整備に協力します。

特に、既に対象となっている児童等以外にも教育上特別の支援を必要とする児童等がいることを想定し、校内委員会における実態把握の視点を強化させていくよう適切に助言することが大切です。

(3) 校内研修会や理解推進等の支援

巡回相談員は、教職員や保護者等を対象とした特別支援教育に関する校内研修会について、その内容が学校側のニーズに合うように助言したり、自らが講師となったり、講師を紹介したりするなどして、協力します。

なお、巡回相談員自身の資質の向上を図るため、地域の巡回相談員間の情報交換の場や研修に積極的に参加することも重要です。

(4) 学校と専門家チームをつなぐ

校内委員会が専門家チームからの判断や助言を得る場合、巡回相談員は、必要に応じて、巡回によって把握した児童等の実態について情報を提供します。

また、専門家チームから判断・助言が提示された場合、その内容を授業や学校生活に活かしていくために、教員に対して説明や助言をします。

なお、専門家チームとの連携を深めるため、必要に応じて、巡回相談員も専門家チームの会議に参加することも考えられます。

○専門家チーム用

1. 専門家チームの役割

各学校に対して障害による困難に関する判断、望ましい教育的対応等についての専門的意見を示すことを目的として、教育委員会等に設置された組織を専門家チームといます。

専門家チームの役割としては、次のようなことが求められます。

- ・ 障害による困難に関する判断
- ・ 児童等への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示
- ・ 校内における教育支援体制についての指導・助言
- ・ 保護者，本人への説明
- ・ 校内研修への支援 等

なお，専門家チームは，教育委員会や特別支援教育センター等に設置されますが，チームを固定化されたものと考えずに，対象となる児童等の状態や学校のニーズに応じて随時チームが参集し，対応できるようにすることが大切です。

2. 障害による困難に関する判断

(1) 判断の観点

知的能力・認知能力の評価

知能検査等を必要に応じて実施し，対象の児童等の知的能力及び認知能力の特徴を把握します。

学習面・行動面の評価

学校から提出された学習の記録及び行動観察の資料等から，学習面・行動面の特徴を把握します。

福祉的・医学的な評価

専門家チームのメンバーの知見も活用し，児童等に対する福祉的・医学的ニーズも把握します。

例えば，以上のような観点から収集した情報に基づき，専門家チームとして判断を行います。

個々の障害による困難に関する判断を行うに当たっては，文部科学省が作成した「教育支援資料」等も参考にしてください。

教育支援資料 文部科学省

検索



(2) 配慮事項

一度，障害による困難に関する判断が行われた後（判断されなかった場合も含め）も，年齢段階による成長や発達の状態によって，困難の状態や必要な支援内容が変化していくことも考慮し，定期的な見直しを行うことができる体制を作っておくことが重要です。

3. 判断と助言のまとめ方

専門家チームは、対象となる児童等の障害による困難に関する判断の結果を示しますが、併せて、判断の根拠についても示すことが重要です。その際、児童等の特性とその特性の生かし方、支援の方法や配慮事項についても伝える必要があります。学校に対しては、各教科の授業場面、休み時間等の学校生活の中で、各学級の担任が中心となって実行できる対応を具体的に示すとともに、必要に応じて、学級経営、集団指導の方法等可能な校内における教育支援体制への工夫についても、助言します。

また、保護者に対しては、児童等の特性の説明だけではなく、判断の根拠や家庭で実行できるような配慮事項を具体的に伝え、保護者が意欲的に取り組むことができるよう助言するとともに、必要に応じて教育相談機関、福祉機関、専門医がいる医療機関等を紹介し、相談するように勧めていきます。

これらの助言を行う際は、個別の教育支援計画等へ記載することを念頭に助言していくことが大切です。

○特別支援学校用（センター的機能）

1. センター的機能の内容

特別支援学校は、地域における特別支援教育のセンターとして、各学校の要請に応じて、教育上特別の支援を必要とする児童等の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努める旨が、学校教育法第74条に明確に位置付けられています。

各学校の特別支援教育を支援する、地域支援チームの中核となります。

センター的機能の具体的内容としては、次のようなことが求められます。

- ・各学校の教職員への支援機能
- ・各学校の教職員に対する研修協力機能
- ・特別支援教育に関する相談・情報提供機能
- ・個別の指導計画や個別の教育支援計画等の作成への助言など、児童等への指導・支援機能
- ・教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との連絡・調整機能
- ・児童等への施設設備等の提供機能 等

なお、センター的機能では、全ての特別支援学校が制度的に一律の機能を担うのではなく、地域の実情に応じて柔軟に対応できるようにすることが大切です。

また、センター的機能により行う助言内容については、その妥当性や効果について評価を行い、適宜改善していく必要があります。

2. センター的機能を有効に発揮するための特別支援学校の体制整備

（1）校内体制の整備

特別支援学校においては、特別支援教育コーディネーターだけに任せきりにするのではなく、学校組織として対応していくことが重要です。

そのため、センター的機能のための組織（例えば「地域支援部」等）を設け、校内の校務分掌への位置付けを明確にすることが大切です。

（2）関係機関等との連携

児童等への教育的支援について重要な役割を果たす機関として、特別支援学校が支援地域の中核となって、周囲の特別支援学校との互いの強みを生かした連携を行うとともに、各学校、医療機関、保健所、福祉機関、就労支援機関、発達障害者支援センター等のネットワークを構築することが大切です。

（3）地域のニーズの把握

各学校等で、どのようなニーズと活用可能な人材や組織があるのかを明確に把握し、特別支援学校の人材や組織、実践事例等を活用して、どのような支援を行えばニーズに対応できるかを検討し、実施することが重要です。

（4）専門性の充実

特別支援学校の教職員は、地域の小学校等に対して適切な支援を行うことができるよう、障害等による困難に関する理解、実態把握の進め方、集団指導の中で行える支援内容及び個別の教育支援計画等の作成に係る助言等を行うための専門性が必要になります。

さらに、早期からの教育相談を含めて多様な相談に対応できる知識や能力、様々な障害による困難への理解と指導技術、障害者福祉・雇用の制度の理解及び就労・移行支援に関する考え方等も身に付ける必要があります。

第5部 保護者用

子供の教育で不安なことや子供が困っていることがあれば、学校と相談し、子供の教育のために学校と協力して取り組む（協働する）ことで、子供の困っていることや不安を軽減することにつながります。

子供の教育について不安に思うことや、実際に子供が悩んだり困ったりしているような様子があれば、まず、子供から学校での様子を詳しく聞き取ることや、学校での子供の様子等について担任や特別支援教育コーディネーター等と相談することが重要になります。

全ての学校で、学習面や行動面において困難を抱えている子供に対して、困難を克服するための適切な指導や必要な支援が行われています。

また、特別支援教育は学校全体で行っていくものであり、全ての教職員が、次のようにそれぞれの役割を担っています。

○校長

特別支援教育実施の責任者として、リーダーシップを発揮しつつ、校内の教育支援体制の整備等を行っています。

○特別支援教育コーディネーター

特別支援教育についてのコーディネート役を担う教員として、他の教員や関係機関との連絡・調整を行っています。

また、保護者からの特別支援教育に関する相談窓口を担っています。

○各学級担任

特別支援学級の担任のみならず、通常の学級の担任にも、特別支援教育の視点を生かした学級経営が求められています。

また、可能な限り、学習面や行動面において困難を抱えている子供が周囲の子供と共に学ぶための工夫を行っています。

1. 学校と家庭での様子を共有する

学校と保護者が協働して子供を育てていくために必要なことは、日常的に学校と家庭で連絡し合い、情報を交換することです。保護者と学校と一緒に子供についての理解を深めていける関係を作ることが大切です。

保護者は、基本的には、子供が在籍する学級担任と連絡を取り合うこととなります。学級担任との間に信頼関係を築くことはとても重要であり、日常にお互いの立場を理解し合い、子供のためによいと思われる方法を共に考えるようにします。

また学校には、特別支援教育コーディネーターという特別支援教育の相談窓口の役割を担っている教員がいます。学級担任に相談することが難しい場合は、特別支援教育コーディネーターに相談することもできますので、積極的に活用してください。

(1) 学校での様子を知る

まず、学校と情報交換をするに当たって重要なことは、子供から学校での活動状況を日々、しっかりと聞き、どのような学校生活を送っているのかを把握しておくことです。

子供によっては、上手く話せない場合もありますが、まず、保護者は「子供に意見を言うのではなく、聞いて一緒に考える」という雰囲気をつくり、話を聞く中で、子供の話の中からつまずきや困難さがないかを見つけていくことが大切です。(子供の様子の理解)

もし、学校での子供の様子で気になる点が生じた場合、子供の話を踏まえた上で、学校と連絡をとり、気になる点を伝えとともに、学校生活における活動状況を確認してください。

具体的には、「学校での友達関係はどうか」、「休み時間はどのように過ごしているのか」、「積極的に取り組んでいる教科は何か」、「クラスの中に居場所はあるか」、「周りから褒められた活動(取組)はないか」、「集団の中でトラブルがないか」等の観点を挙げ、学校での話を聞いていきます。(事実関係の整理)

また、「子供の様子について、先生が気になっていることや困っていること等がないか」、「どのような教育方針を大切にして、子供たちへ指導をしているのか」を教員に尋ねることも、大切です。(教員の考え方の確認)

保護者は、以上の点を整理しながら、子供と学校の双方から話を聞き、学校での様子を把握することが重要になります。

また、子供の訴えと教員からの話に相違があると感じる時には、心配を募らせるよりも、授業参観を申し出て、学校の様子を具体的に見せてもらうことが、より良い解決につながることも多くあります。

日常的に学校と家庭で連絡し合い、双方で子供について情報交換をしていくことで、早期段階での子供のつまずきや困難に気付くことができ、トラブルが起こる前に対応策を打つことにもつながります。これは、特別な配慮を要する子供に限らず、全ての子供に通じることです。

(2) 家庭での様子を学校に伝える

学校における子供のつまずきや困難さを把握したら、今度は家庭での状況を学校に伝えます。

基本的には、子供が在籍する学級担任や特別支援教育コーディネーターと連絡を取り合うこととなります。

学級担任等との間に信頼関係を築くことはとても重要であり、お互いの立場を理解し合い、子供のために良いと思われる方法を共に考えるようにします。

学校側に伝える内容としては、生育歴や療育歴を中心に、日常生活での特徴的な行動や家庭で実施して効果的であった対応の方法等が考えられます。学校側が

理解しやすいように具体的に伝えると良いでしょう。（事実関係の整理）

また、学校以外の支援機関で相談を行っている場合は、その担当者に学校とどのように連携していけば良いかについても相談しましょう。

特に、薬の服用等を行っている場合は、主治医と相談しながら、「学校での子供の様子をよく観察してもらおう」等の細かいサポートが必要な場合があるので、「どこまで学校側で協力・対応が可能か」を相談する必要があります。

加えて、子供を、どのように育てていきたいか、という保護者の願いをしっかりと学校側に伝えることも重要です。（保護者の教育に対する考え方の伝達）

また、平成28年4月から、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、児童等が十分な教育を受けるための必要かつ合理的な配慮の提供が義務付けられました（私立学校は努力義務）。

合理的配慮は、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ、設置者・学校及び本人・保護者により、発達段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましいとされていますので、保護者から学校側に合理的配慮の申出の意思表示や必要な支援の内容をきちんと伝えていくことが必要です。

保護者は、以上のような内容をあらかじめ具体的に整理して学校側に伝えていくことで、相談がスムーズに行くと考えられます。整理することが難しい場合でも、学校と相談しながら整理していくこともできます。

2. 個別の教育支援計画の作成

学校側と保護者側の教育的ニーズを整理した上で、その他の関係機関ともニーズや連携内容を整理することで、一貫した支援を行うことができます。

そのために活用されるのが「個別の教育支援計画」です。

個別の教育支援計画は、学習面や行動面において困難を抱えている子供の一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として、学校側が作成します。

学校生活だけでなく家庭生活や地域での生活も含め、長期的な視点に立って幼児期から学校卒業後までの一貫した支援を行うことが重要であり、その際、家庭や医療、保健、福祉、労働等の関係機関の連携が必要です。そのため、作成に当たっては、保護者の参画が求められています。

3. 個別の教育支援計画に基づく学校との協働

個別の教育支援計画を作成したら、計画に基づき、家庭と学校側とが協働して子供への支援を行っていきます。

保護者からは、放課後等の活動や家庭での様子（学校外の時間）について学校に積極的に伝えてください。

なお、学校側が子供の成長状況等を踏まえて、計画を定期的に見直す機会がありますので、その際にも協働して見直すことが重要です。

(参考)

次期学習指導要領において、通級による指導を受ける児童等及び特別支援学級に在籍する児童等に対する指導や支援が組織的・継続的に行われるよう、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとされています。

4. 学校との相談を支える様々な組織

つまずきや困難さのある子供についての悩みや不安に思ったことの相談は、学校外の機関や団体を活用していくことも大切です。様々な機関や団体がありますが、それぞれ専門領域、対応方法、方針等が異なります。相談先について迷う場合は、市町村の教育委員会や福祉部局、学校などに窓口を紹介してもらうこともできます。

様々な専門機関の例

(教育相談、診断、判定、個別指導、集団指導、機能訓練、薬物療法、カウンセリング等、個々の機関によって専門領域や取り扱う内容が異なります。)

- ・教育委員会や教育センター
- ・児童相談所
- ・医療機関（精神科、神経科、小児科等）
- ・民間の教育機関
- ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所、発達障害者支援センター 等